

平成27年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年3月5日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第 9号 平成26年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 7 議案第10号 平成26年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 8 議案第11号 平成26年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第12号 平成26年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第10 議案第13号 平成26年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第11 議案第14号 平成26年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第12 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 発議第 1号 中頓別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第 3号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 第15 議案第 4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第16 議案第 5号 中頓別町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第 7号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第 8号 中頓別町道路線の変更について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君 | 2番 細谷久雄君 |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君 |
| 7番 柳澤雅宏君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野 邑 智 雄 君
教 育 長	柴 田 弘 君
総 務 課 長	和 田 行 雄 君
総 務 課 参 事	吉 田 智 一 君
総 務 課 主 幹	野 露 みゆき 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	遠 藤 義 一 君
ま ち づ くり 推 進 課 主 幹	藤 田 徹 君
産 業 建 設 課 長	中 原 直 樹 君
産 業 建 設 課 技 術 長	山 内 功 君
産 業 建 設 課 参 事	平 中 敏 志 君
産 業 建 設 課 主 幹	千 葉 靖 宏 君
保 健 福 祉 課 長	矢 上 裕 寛 君
保 健 福 祉 課 主 査	北 村 哲 也 君
教 育 次 長	青 木 彰 君
会 計 管 理 者	藤 井 富 子 君
国 保 病 院 事 務 長	小 林 嘉 仁 君
国 保 病 院 事 務 次 長	長 尾 享 君
自 動 車 学 校 長	大 川 勝 弘 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	高 井 秀 一 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成27年第1回中頓別町議会定例会を開会します。
（午前10時00分）

開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、2番、細谷さん、3番、本多さんを指名します。

議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） おはようございます。議会運営委員会委員長報告。

平成27年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、2月20日及び2月25日に議会運営委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日3月5日から3月12日までの8日間といたします。3月8日は休日休会の日ではありますが、開かれた議会を実現するため、サンデー議会として教育行政執行方針、一般質問を行います。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会いたします。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは5議員であります。

3、町側から提案された議案の取り扱いについて、議案第1号、第2号及び第6号は、いきいきふるさと常任委員会付託として審査いたします。議案第15号から第22号、平成27年度中頓別町各会計予算は、議長発議による議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、3月11日から審査いたします。

4、閉会中の陳情、請願等の取り扱いについて、農協関係法制度の見直しに関する意見書及びT P P交渉等国際貿易交渉に係る意見書は、宮崎議員から発議されます。

5、テレビ中継について、3月8日午前10時からのサンデー議会及び3月11日からの予算審査特別委員会の開始から終了まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行います。なお、町民センターについて、暖房がききにくいことから、中継場所をこれまでのロビーから旧教育長室に変更いたしました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日3月5日から3月12日までの8日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月5日から3月12日までの8日間とすることに決しました。

お諮りします。3月8日は日曜日であり、休日休会の日ですが、議会運営委員会委員長報告のとおりサンデー議会とし、特に会議を開くことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、3月8日は会議を開くことに決定しました。

諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び2月2日、稚内市で開催された宗谷町村議会議長会定期総会報告、監査委員の例月出納検査報告、町長からの第7期中頓別町総合計画前期実施計画の第9回変更報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

南宗谷消防組合議会報告は、組合議員からいたさせます。

細谷さん。

○2番（細谷久雄君） おはようございます。それでは、読み上げて報告いたします。

平成27年3月5日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷消防組合議員、山本得恵、南宗谷消防組合議員、細谷久雄。

南宗谷消防組合議会報告。

このたび南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記、1、会議名、平成26年第2回南宗谷消防組合議会定例会。

2、日時、平成26年12月19日（会期1日）午前10時00分開議。

3、場所、南宗谷消防組合消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

4、出席議員、山本議員、細谷議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部変更について）、認定第1号 平成2

5年度南宗谷消防組合会計歳入歳出決算認定について、いずれも原案どおり可決された。

また、議案第14号 平成26年度南宗谷消防組合会計補正予算については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,843万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,928万6,000円とし、原案どおり可決された。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいたさせます。

星川さん。

○いきいきふるさと常任委員長（星川三喜男君） おはようございます。それでは、報告いたします。

平成27年2月2日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、星川三喜男。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、（1）、特別養護老人ホーム長寿園増改修事業について、（2）、第6期老人保健福祉計画・介護保険事業計画について、（3）、第4期障がい福祉計画について、（4）、子ども・子育て支援事業計画について。

2、調査の方法、資料による説明聴取です。

3、調査の期間、平成27年1月29日。

4、場所は、議場です。

5、調査の結果、本委員会は、1月29日、平成26年第4回定例会議決の継続調査、緊急を要する事項として所管事務調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

（1）の特別養護老人ホーム長寿園増改修事業についてでございます。現在の事業計画は既存の55床を前提としているが、昨年からの事務調査、先進地視察によって、経営効率から80床程度の規模がなければ運営が難しいことが明らかになっている。このことは運営主体である南宗谷福祉会も認めているところであるが、介護職員確保の困難性から増床には消極的にならざるを得ない現状がある。多額の町費支援により事業実施するにあたり、1,800人台となった福祉のまちを標榜する本町のまちづくり、人口減少対策、長期的な施設運営面からも増床を求める町の姿勢を明確にすべきである。同時に福祉施設に限らず、職員採用の最大の障害となっている若年者の住環境整備に全力で取り組むべきである。

それと、もう一点、（3）、第4期障がい福祉計画について。計画の内容のほとんどが知的障がい者、精神障がい者で占められており、本町に約140人いる身体障がい者についての記述が希薄である。身体障がい者も含めた実効性ある計画を策定すべきである。

以上。

それと、もう一点、ピンネシリ温泉の運営についてでございます。

この調査期間は、平成27年2月23日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、2月23日、平成26年第4回定例会議決の継続調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

平成27年1月末現在の経営状況を調査した結果、76万2,000円の経営黒字を維持しているものの、例年宿泊客が減少する2月、3月を考慮すると楽観視できる状況にはない。

平成26年11月27日、第5回臨時会の常任委員会所管事務調査報告でも指摘したが、今後の施設整備、経営改革には、町、観光開発株式会社の将来ビジョンの策定が不可欠であり、今期の指定管理委託契約が満了する平成27年度末に合わせて、ピンネシリ地区の道の駅、山村交流施設、そうや自然学校などを一体管理する運営方法、指定管理委託料の積算基準の明確化、宿泊施設の年次別整備計画などを策定すべきである。

以上、報告といたします。

○議長（村山義明君） 諸般の報告は以上ですが、何か質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これにて諸般の報告は終了しました。

行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成27年第1回定例会を招集いたしましたところ、年度末でそれぞれ大変お忙しい時期にもかかわらず、全員のご出席をいただきましたことをまず初めにお礼を申し上げたいと思います。

それでは、私から行政報告として2点報告をさせていただきます。

まず、1点目は、南宗谷衛生施設組合の火災事故報告についてであります。平成27年1月19日午後11時37分頃、汚泥再生処理施設の「中濃度臭気ファン装置」から出火し、施設内部を焼失する事故が発生いたしました。出火の原因については現在も調査中であり、特定に至っておりません。なお、施設の復旧には建築設備、機械設備、電気設備等の復旧事業として2億円を超える見込みであります。現在火災共済鑑定人による調査が終了し、費用の算定が進められております。保険金が決定する間は構成町村の負担で、衛生施設組合の平成26年度補正予算と平成27年度の当初予算で対応することとしております。

2点目は、有害鳥獣処理施設の稼働についてであります。平成26年10月に完成した有害鳥獣処理施設につきましては、本年2月上旬より菌床の立ち上げ等の試験稼働を開始いたしました。試験稼働では、エゾシカ7頭の回収と処理を行っておりますが、おおむね4日程度でほぼ分解されている状況となっております。捕獲個体回収時の作業員も雇用され、3月から本格的な運営も開始されておりますが、今後も捕獲者や委託会社と連携を図りながら、施設の管理運営を進めてまいります。

なお、そのほかにつきましては、印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

議案第9号

○議長（村山義明君） 日程第6、議案第9号 平成26年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第9号 平成26年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） おはようございます。これから平成26年度の一般補正予算をご説明いたしますが、大変長い説明になろうかと思っておりますので、若干早口になってはしよらせていただくことをお許し願えればと思います。

それでは、議案第9号 平成26年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。平成26年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,064万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,706万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年3月5日提出、中頓別町長、野邑智雄。

6ページをお開きいただきたいと思います。第2表、繰越明許費は、3款民生費、1項社会福祉費、特別養護老人ホーム施設整備助成事業926万1,000円及び6款農林水産業費、2項林業費、林業専用道旭台1号線開設事業1,500万円を翌年度に繰り越して執行するものでございます。繰り越しの理由につきましては、特別養護老人ホーム施設整備助成事業につきましては、施設の整備計画の変更に伴いまして設計期間の委託期間も当初の平成27年1月30日から平成27年12月25日に変更されたことによるものでございます。林業専用道旭台1号線開設事業につきましては、国の緊急補正予算成立に合わせて、平成27年度に繰り越して実施することになったものでございます。

第3表、地方債補正は、事業費の確定に伴う過疎対策事業債の限度額の変更でございます。変更前の過疎対策事業債の限度額1億6,250万円を変更後1億6,180万円とするもので、起債の方法、利率等に変更はございません。変更になった事業のみご説明いたします。道営森林管理道松磨線開設事業の限度額を変更前620万円から変更後600万円に、町道2条通り線交付金事業の限度額を変更前3,480万円から変更後3,430万円とするものでございます。

引き続き、21ページ、歳出からご説明をいたします。今回の予算につきましては、多くの款、項、目におきまして人件費、物件費あるいは事業費確定等に伴う既定予算の精査、不用額の減額、決算見込み等に基づく補正でございます。

1款議会費、1項1目議会費では、既定額から63万円を減額し、4,530万2,000円とするもので、3節職員手当等及び4節共済費では、職員時間外手当の減及び共済組合負担金の確定に伴い、4万8,000円及び3万6,000円を減額したところであります。9節旅費では委員会の視察研修費、費用弁償の減により26万6,000円を減額、11節需用費では議会だよりの発行ページ数の減により60万4,000円を減額、13節委託料では会議時間数がふえたことによりまして会議録調製委託料32万4,000円を追加しております。

22ページをごらんいただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から754万2,000円を減額し、3億8,065万1,000円とするものであります。主な減額の理由でございますが、2節給料において他部局との人事異動、昇給、昇格、退職などに伴い250万円の減額、4節共済費も同様に会計間の人事異動、職員の退職等に伴いまして150万円の減額、7節賃金から13節委託料までは予算の精査により不用額を減額しております。19節負担金補助及び交付金につきましては、主に退職手当組合負担金の確定による減額というふうになっております。

2目財政管理費では、既定額に40万6,000円を追加し、402万円とするもので、9節旅費で予算の精査により不用額を減額、18節備品購入費43万円でございますが、購入から16年を経過し、故障中の現在の機器にかえましてカラーレーザープリンターを

購入するための予算計上でございます。

23ページ、3目文書広報費では、既定額から1万8,000円を減額し、246万6,000円とするもので、事務費予算の精査により9節旅費で2万8,000円の減額、11節需用費で1万円の増額となっております。

4目財産管理費では、既定額に44万5,000円を追加し、1,473万1,000円とするもので、7節賃金は予算の精査により不用額を減額、11節需用費は旭台職員住宅配管取りかえ修理のため22万2,000円を計上しております。長らく空き家となっております住宅に27年度新規採用職員1名が入居できるよう、最小限の整備を行うものでございます。14節使用料及び賃借料では25万3,000円を計上しております。本件につきましては、宗谷森林管理署中頓別公務員宿舎を27年度新規採用2名の職員住宅として借り上げることができたため、使用料を一括前納するものでございます。なお、この使用料につきましては、新規採用職員が4月から月々町に納入するという運びになっております。当該公務員宿舎でございますけれども、築20年以上を経過する古い建物でございますが、職員住宅に用途を指定され、1年分の使用料の一括前納を条件に国から借り上げ許可を受けるものでございます。

5目企画費でございますが、既定額から194万1,000円を減額し、5,005万4,000円とするものであります。内容は、4節共済費でそうや自然学校集落支援事業に係る社会保険料等として3万5,000円を追加、その他1節報酬、7節賃金、8節報償費、9節旅費、11節需用費、14節使用料及び賃借料、15節工事請負費、18節備品購入費、19節負担金補助及び交付金は、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。なお、備品購入費につきましては、集落支援事業に係る除雪機購入予算を皆減するものでございます。

8目防災対策費では、既定額から1万1,000円を減額し、133万1,000円とするもので、内容はハザードマップ修正業務委託料の執行残でございます。

9目バス転換関連施設維持管理費では、既定額から18万円を減額し、393万円とするもので、内容は11節需用費で消耗品費、修繕料の不用額の減額となっております。

10目情報推進費では、既定額に55万9,000円を追加し、802万7,000円とするもので、18節備品購入費で新規採用職員及びそうや自然学校へ配置するパソコン端末3台を購入するための計上となっております。

11目社会資本整備総合交付金事業費では、既定額から352万円を減額し、648万円とするもので、内容は15節工事請負費で防犯灯整備工事の事業費の確定に伴う減額となっております。

2項徴税费、1目税務総務費では、既定額から2万9,000円を減額し、486万6,000円とするもので、内容は9節旅費で不用額の減額でございます。

26ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額から147万円を減額し、3,533万7,000円とするもので、内容は12節役務費で総合行政システム利用料とし

て39万1,000円、13節委託料で同じく総合行政システム機器更改事業委託料107万9,000円を減額するものであります。総合行政システムは、住民記録、印鑑証明、選挙管理、固定資産税、軽自動車税など、行政が業務上保有する住民に関する情報を総合的かつ一元的に管理し、住民への直接サービスの向上とよりの確な行政事務を行うためのシステムでございますが、導入から6年を経過したことから、サーバーを役場庁舎内に置く自庁方式から町外にあるデータセンターに当町専用のサーバーを借りるいわゆるクラウド方式に移行し、2月16日に機器及びシステム導入等を済ませたところでございます。随意契約での導入となりましたが、委託料、システム利用料については引き下げ交渉により減額を図ったところでございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費は、既定額に1,000円を追加し、69万円とするもので、選挙管理委員1名の交代により、報酬に日割り分の追加でございます。

4目農業委員会選挙費は、既定額から36万6,000円を減額し、8万3,000円とするもので、昨年7月の農業委員会委員選挙が無投票に終わったことから、1節報酬から12節役務費まで不用額を減額するものでございます。

5目衆議院議員選挙費は、既定額から36万円を減額し、264万1,000円とするもので、節の説明は省略させていただきますが、いずれも選挙事務費の確定による不用額の減額でございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費では、既定額から4万5,000円を減額し、58万円とするもので、1節報酬から28ページの12節役務費まで、いずれも経済センサスを初めとする各統計調査事業費の確定に伴う予算の追加、不用額の減額でございます。

6項1目監査委員費では、既定額から2万7,000円を減額し、84万2,000円とするもので、9節旅費で監査委員定例会への参加人数の減による減額となっております。

29ページであります。民生費につきましては所管課配付の予算説明資料がございしますので、そちらもご参照いただきますようお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額から142万8,000円を減額し、1,726万9,000円とするもので、1節報酬では保健福祉審議委員会の開催回数が増えたことにより8万6,000円を増額、9節旅費から20節扶助費まで、実績に応じ、不用額を減額するほか、21節貸付金では高額療養費一部負担金の貸付見込みがないため、皆減をするものであります。

2目老人福祉費では、既定額に142万1,000円を追加し、2億3,968万7,000円とするもので、9節旅費、11節需用費とも事業実績に伴い、不用額を減額、13節委託料では訪問介護サービスセンター運営事業への追加委託料408万円のほか、在宅老人デイサービスセンター運営事業委託料36万4,000円を追加、介護予防・日常生活支援事業の利用が見込まれないため、委託料5万3,000円を皆減、30ページの15節工事請負費において在宅老人デイサービスセンター設備改修工事の入札減により1

1万2,000円を減額、同じく入札減によりまして19節負担金補助及び交付金で特別養護老人ホーム施設整備助成金73万9,000円を減額しております。20節扶助費は、養護老人ホーム利用者の増による老人施設措置費133万円を追加計上するほか、後期高齢者お見舞金助成負担金の実績を勘案し、300万円を減額するものでございます。

3目国民年金費では、既定額から2万8,000円を減額し、87万1,000円とするもので、9節旅費の不用額を減額しております。

4目障害者福祉費では、既定額に449万4,000円を追加し、9,331万5,000円とするもので、内容は8節報償費、12節役務費、14節使用料及び賃借料では、いずれも成年後見人制度の利用実績が見込めないことなどによる減額となっております。

9節旅費は実績見込みにより不用額を減額、19節負担金補助及び交付金では枝幸町地域活動支援センター負担金20万5,000円を計上、南宗谷ひだまりの会会費が1万円の減額となっております。20節扶助費では、障害者総合支援給付費581万円を追加したほか、障害者住宅改修費助成金を初めとする他の助成金は実績見込みによる減額でございます。

5目災害救助費は、既定額の1,100万円を皆減するもので、20節扶助費及び21節貸付金において災害弔慰金、災害見舞金、災害貸付金のいずれも支出見込みがないと判断したところでございます。

6目重度心身障害者特別対策費では、既定額に50万円を追加し、1,025万7,000円とするもので、20節扶助費で重度心身障害者医療費の伸びによる追加計上となっております。

7目地域福祉対策事業費では、既定額から158万6,000円を減額し、408万8,000円とするもので、13節委託料で老人単身者住宅の緊急通報システム導入対象者の利用減により44万6,000円を減額、20節扶助費で重度肢体不自由者等交通費助成金、いわゆる福祉ハイヤー助成についても実績見込みから114万円を減額するものであります。

32ページでございます。10目介護予防事業費では、既定額から26万円を減額し、184万円とするもので、8節報償費、9節旅費を実績見込みからそれぞれ減額するものであります。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、既定額から76万円を減額し、2,160万円とするもので、20節扶助費で子育て世帯に対する臨時特例給付金、児童手当を実績見込みにより不用額を減額するものであります。

4目認定こども園費では、既定額から61万円を減額し、1,549万8,000円とするもので、7節賃金から19節負担金補助及び交付金まで、いずれも予算を精査し、不用額を減額するものであります。

5目地域子育て支援費は、既定額から1万円減額し、390万1,000円とするもので、11節需用費の不用額の減額となっております。

6目放課後児童健全育成費は、既定額から2万9,000円を減額し、137万4,000円とするもので、9節旅費の不用額を減額するものであります。

34ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額から20万円を減額し、890万3,000円とするもので、接種者がふえた13節委託料のインフルエンザ予防接種委託料、肺炎球菌予防接種委託料を除き、9節旅費から19節負担金補助及び交付金まで、実績見込みによる不用額の減額となっております。

2目母子衛生費では、既定額から40万6,000円を減額し、165万9,000円とするもので、13節委託料及び20節扶助費において対象者の見込み減により不用額を減額するものであります。

3目環境衛生費では、既定額に6万円を追加し、9,843万4,000円とするもので、13節委託料でごみ収集業務委託料を事業費の確定により14万円の減、19節負担金補助及び交付金では公衆浴場黄金湯の経営赤字の補助金として20万円を計上しております。

5目病院費では、既定額に1億648万2,000円を追加し、2億2,330万4,000円とするもので、国保病院事業会計予算の収益、決算の見通しに合わせまして、19節負担金補助及び交付金で基礎年金拠出金公的負担分を26万6,000円減額したほか、企業債利子2,000円、運営事業費6,879万1,000円を追加、救急医療分として3,295万5,000円、累積欠損金解消分として500万円をそれぞれ計上させていただきますところであります。

6目診療所費では、既定額に16万3,000円を追加し、4,536万3,000円とするもので、11節需用費で歯科診療所修繕料を同額追加するものであります。

7目地域保健対策費では、既定額から4万2,000円を減額し、41万7,000円とするもので、9節旅費の不用額を減額するものであります。

8目健康増進費では、既定額から73万7,000円を減額し、637万9,000円とするもので、8節報償費から13節委託料まで、いずれも事業実績から不用額を減額するものであります。

37ページでございます。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額から57万8,000円を減額し、481万3,000円とするもので、1節報酬において農業委員定数が10名から8名へ2名減となったため、20万7,000円を減額、9節旅費については不用額の減額、13節委託料については農地台帳システム導入により農地基本台帳管理業務委託料が皆減、農地台帳システム導入委託料については執行残を減額するものでございます。

2目農業振興費では、既定額から66万8,000円を減額し、5,892万円とするもので、4節共済費から19節負担金補助及び交付金まで、それぞれ事業の確定により不用額を減額しております。

38ページでございます。3目畜産業費では、既定額に2万円を追加し、2,676万

3,000円とするもので、11節需用費で循環農業支援センター機械修繕のため237万6,000円を追加する以外は、9節旅費から27節公課費まで、それぞれ事業の確定、実績見込みにより不用額を減額するものであります。なお、循環農業支援センター機械修繕の対応につきましては、所管課より説明資料を配付しておりますので、ご参照願いたいと。

4目有害鳥獣対策費では、既定額から259万2,000円を減額し、4,469万7,000円とするもので、9節旅費は不用額の減額、13節委託料は有害鳥獣処理施設に係る設計業務を委託しなかったことにより130万円を皆減、同じく地質調査業務委託料は入札残16万3,000円を減額しております。15節工事請負費は入札残60万6,000円を減額、18節備品購入費では施設備品の購入に係る予算の精査による減額、追加、19節負担金補助及び交付金では猟銃免許試験等の受験見込み者等がないことによる減額となっております。

40ページでございます。2項林業費、1目林業振興費では、既定額から231万1,000円を減額し、1,893万6,000円とするもので、9節旅費から12節役務費については予算精査による不用額の減額、15節工事請負費は工事費の確定に伴う追加計上及び不用額の減額となっております。19節負担金補助及び交付金も、各事業の確定に伴う不用額の減額及び追加でございます。

2目林道費は、既定額に1,471万6,000円を追加し、8,289万7,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で事業費の確定に伴う道営林道事業負担金19万9,000円の減額のほか、第2表でご説明した繰越明許事業として林道専用道旭台1号線開設事業として12節役務費9,000円、13節委託料370万円、15節工事請負費1,123万円を計上、既存の9節旅費に計上された5,000円と合わせまして計1,500万円を翌年度に繰り越して執行するものでございます。

42ページでございます。7款1項商工費、1目商工総務費では、既定額から3万円を減額し、2,882万5,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で中小企業振興資金利子補給補助金の不用額を減額しております。

2目観光費では、既定額に42万3,000円を追加し、3,916万8,000円とするもので、4節共済費は社会保険料負担金として1万3,000円を追加、8節報償費、9節旅費は実績見込みによる減額、11節需用費はピンネシリ温泉のプレハブ冷凍庫の修繕費を計上、13節委託料では温泉指定管理料の水道光熱費等の経費の見直し要請により40万円を追加、18節備品購入費では客室用ストーブ2台の購入による入札残5万6,000円を減額するものでございます。

43ページでございます。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に123万1,000円を追加し、4,305万6,000円とするもので、7節賃金では12月の降雪量が多かったことから、除雪臨時運転手賃金の不足分として62万円を追加、11節需用費においても降雪による出勤回数の増と燃料費の高騰により車両燃料費が

不足するため、90万円を追加計上、12節役務費から16節原材料費まではいずれも予算の差による不用額の減額でございます。

2目橋梁維持費では、橋梁補修の必要が生じなかったため、既定額10万1,000円を皆減するものであります。

3目道路新設改良費では、既定額から60万9,000円を減額し、9,309万4,000円とするもので、13節委託料から17節公有財産購入費まで、主に町道2条通り線、10丁目線交付金工事の事業費確定における減額、追加計上でございます。

3項河川費、1目河川総務費では、既定額から9万1,000円を減額し、98万2,000円とするもので、7節賃金、14節使用料及び賃借料とも不用額の減額でございます。

45ページ、5項住宅費、1目住宅管理費では、既定額から19万8,000円を減額し、1,716万1,000円とするもので、7節賃金から16節原材料費までは不用額の減額、18節備品購入費4万4,000円は壊れました営繕用の電動ドライバー1台を購入するための計上でございます。

2目住宅建設費では、既定額から2万円を減額し、867万9,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で事業の確定により危険廃屋解体撤去助成金1棟分50万円を減額、新築家屋1棟分の住宅建設促進助成金48万円を追加するものであります。なお、配付した予算説明資料のとおり、平成26年度の危険廃屋解体撤去助成金の対象は12戸、504万円、住宅建設促進助成金の対象戸数は4戸、336万円となっております。

46ページをお開きいただきたいと思います。9款1項1目消防費につきましては、既定額から39万4,000円を減額し、1億6,089万7,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で南宗谷消防組合負担金の減額となっております。詳細につきましては、今ごろんになっている議案書の最終ページに平成26年度一般会計予算(別紙内訳)明細書がございますが、そこでご説明をいたします。中頓別支署費、3節職員手当等で救急業務手当3万5,000円、災害出動手当3万4,000円、自宅待機手当3万9,000円、合わせて10万8,000円を追加計上しております。内容といたしましては、救急業務手当では当初において年度内の出勤件数を90件と想定しておりましたが、1月末で既に88件の出勤となっておりまして、前年比で34件の大幅増となりまして、年間110件ペースで推移していることから、追加をしたということで伺っております。火災、捜索、救助等を対象とした災害出動手当につきましても、当初13件の出勤で想定しておりましたが、既に4件オーバーとなっておりまして、20件近い出勤が想定されることから、追加というふうに伺っております。また、自宅待機手当におきましても、緊急出勤の増加に伴い、自宅待機がふえたことにより追加をしております。11節需用費では、電力使用、下水道使用料、燃料費では灯油使用の節約に努めており、光熱水費合わせて24万円を減額しているところであります。12節役務費では、酸素ボンベ及び空気ボンベ法定検査の結果からバルブ等の交換が不用になり、9万8,000円を減額、14節使用

料及び賃借料では複写機使用の節約及び契約内容変更により3万円を減額、18節備品購入費ではFFストーブ故障に伴う購入費用として18万5,000円を追加計上、購入理由といたしましては庁舎事務所で使用するストーブ1台、これは建築時に設置してから既に12年が経過ということでございますが、燃焼不能となる故障で、メーカーからの部品供給が既に停止し、修理不能となったことから、新たに購入するものであります。19節負担金補助及び交付金は、予算精査により消防本部費負担金で9万1,000円、救命士旭川日赤病院実習負担金1万8,000円、合わせて10万9,000円の減額でございます。

消防団費では、1節報酬で団員の年度内入退団に伴い、予算を精査し、6万円の減額、11節需用費では電力使用、燃料費での軽油、灯油節約により光熱水費合わせて15万円を減額するものであります。

47ページにお戻りいただきたいと思えます。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、既定額から7万3,000円を減額し、79万1,000円とするもので、1節報酬では新たな教育委員の日割報酬として5,000円を追加、9節旅費、11節需用費については予算の精査により不用額を減額しております。

2目事務局費では、既定額から324万9,000円を減額し、7,445万8,000円とするもので、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費、19節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金については教育長の交代、職員の人事異動、退職などによる減額となっております。7節賃金では、臨時職員の採用などに伴い14万8,000円の増、スクールバス運転賃金は10万8,000円の減、9節旅費から19節負担金補助及び交付金まで、主に予算の精査、実績確定により不用額を減額しております。

3目住宅管理費では、既定額から17万1,000円を減額し、432万2,000円とするもので、15節工事請負費で教職員住宅ユニットバス改修工事、教職員住宅屋根塗装工事の入札減による減額であります。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額から11万1,000円を減額し、1,386万7,000円とするもので、12節役務費、18節備品購入費とも不用額をそれぞれ減額しております。

49ページの2目教育振興費では、既定額から20万9,000円を減額し、192万4,000円とするもので、18節備品購入費、20節扶助費とも不用額の減額であります。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額から7万8,000円を減額し、1,028万9,000円とするもので、12節役務費、16節原材料費とも不用額の減額であります。

2目教育振興費では、既定額から24万9,000円を減額し、211万7,000円とするもので、18節備品購入費及び20節扶助費の不用額の減額。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額から19万2,000円を減額し、

4 1 1万7, 0 0 0円とするもので、1 節報酬、9 節旅費の不用額を減額するものであります。

2 目町民センター費は、既定額から4 4万8, 0 0 0円を減額し、1, 3 7 2万6, 0 0 0円とするもので、7 節賃金は管理人の賃金改定により3万8, 0 0 0円の増、1 1 節需用費は電気料金値上げに伴う予算不足により1 6万4, 0 0 0円を追加、1 5 節工事請負費5 4万円、1 8 節備品購入費ともに入札減による不用額を減額するものであります。

5 1 ページであります。3 目社会教育施設費は、既定額から2万5, 0 0 0円を減額し、3 7 4万2, 0 0 0円とするもので、1 2 節役務費で道立図書館貸し出し本送料の不用額を減額しております。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費では、既定額から2 1万円を減額し、2 3 3万5, 0 0 0円とするもので、1 節報酬、1 1 節需用費とも執行残による不用額を減額しております。

2 目山村プール費では、既定額から4 1万円を減額し、2 8 8万9, 0 0 0円とするもので、1 1 節需用費から1 5 節工事請負費まで、入札減などによる不用額を減額するものであります。

3 目寿野外レクリエーション施設費は、既定額から3万2, 0 0 0円を減額し、2, 0 6 1万5, 0 0 0円とするもので、1 1 節需用費で圧雪車修理代の執行残を減額するものであります。

5 2 ページ、4 目学校給食費は、既定額から1 1 1万1, 0 0 0円を減額し、1, 9 9 7万9, 0 0 0円とするもので、7 節賃金は臨時調理員の賃金改定により3万1, 0 0 0円の増、9 節旅費から1 8 節備品購入費まで、予算精査による不用額、備品購入費の入札減等による減額となっております。

5 3 ページ、1 2 款公債費、1 項公債費、1 目元金では、平成1 5 年度に借り入れた減税補てん債及び臨時財政対策債の利率の見直しに伴い、既定額に4 0万6, 0 0 0円を追加し、5 億3, 5 0 6万7, 0 0 0円とするものでございます。なお、借り入れた元金の償還総額自体に変更はございません。

2 目利子では、既定額から9 8万9, 0 0 0円を減額し、5, 1 0 7万6, 0 0 0円とするものでございます。2 3 節において、地方債償還利子として平成1 5 年度借り入れの減税補てん債及び臨時財政対策債の利率の確定で9 0万9, 0 0 0円を減額、平成2 5 年度借り入れ分は同じく利率の確定により8万円を減額するものとなっております。

5 4 ページでございます。1 3 款諸支出金、1 項1 目特別会計繰出金では、既定額に3, 5 9 4万9, 0 0 0円を追加し、3 億2, 4 4 9万3, 0 0 0円とするもので、2 8 節繰出金として各会計の決算見込みに基づき、自動車学校事業特別会計に対し6 3 9万9, 0 0 0円、国民健康保険事業特別会計に対し2, 8 2 3万3, 0 0 0円、介護保険事業特別会計に対し1 3 1万7, 0 0 0円をそれぞれ追加するものでございます。

2 項基金費の説明でございますが、その前に訂正をお願いいたします。8 目長寿園施設

改修基金から16目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金まで、基金の後ろに「費」が抜けておりました。いずれも基金費というふうに加筆訂正をお願いしたいと思います。

2項基金費、1目畜産振興基金費では、既定額から8万2,000円を減額し、84万7,000円とするもので、国営草地弥生団地採草地貸付収入と基金の利息の合計額が既定額に満たなかったため、その差8万2,000円を25節積立金として減額するものでございます。

2目減債基金費では、既定額に基金の利息18万9,000円を追加し、1,318万9,000円としたところでございます。

3目地域活性化基金費では、既定額に基金の利息8万9,000円を追加、7,918万9,000円とするものであります。

4目まちづくり基金費では、基金の利息3万8,000円を計上。

55ページ、5目地域福祉基金費では、基金の利息3万5,000円を計上。

6目財政調整基金費では、基金の利息12万9,000円と一般財源の余剰分2億5,000万円を合わせた2億5,012万9,000円を計上し、2億5,012万9,000円とするものであります。

7目天北線代替輸送確保基金費では、基金の利息13万4,000円を計上。

8目長寿園施設改修基金費（ふるさと創生）では、基金の利息8万6,000円を計上。

9目地域振興基金費では、基金の利息1万1,000円を計上。

10目土地開発基金費では、同じく基金の利息6,000円を計上。

11目農林業活性化基金費では、基金の利息1万7,000円を計上しております。

12目中山間水と保全基金費では、基金の利息2,000円を計上。

56ページ、13目豊かな環境づくり基金費では、基金の利息1,000円を計上。

14目ふるさと応援寄附基金費では、今年度の寄附金4件分93万5,000円に基金の利息2,000円を加えた93万7,000円を計上しております。

15目公共施設整備等基金費では、基金の利息15万1,000円を計上。

16目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費では、同じく基金の利息5,000円を計上するものであります。

これらの積み立てによりまして、補正後の一般会計上の基金の総額は36億7,378万8,000円というふうになっておりまして、これにつきましては基金の残高の一覧表を配付しているところでございますので、そちらをご参照いただきたいと思います。

8ページをごらんいただきたいと思います。歳出合計、既定額に3億7,064万円を追加し、34億8,706万4,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。歳入全体につきましても、歳出同様収入実績の確定、決算見込み等に基づく補正が大部分となっております。

9ページをごらんいただきたいと思います。1款町税、1項町民税、1目個人では、既定額に37万4,000円を追加し、6,278万円とするもので、2節滞納繰越分の1

月末の徴収実績等を勘案して同額を補正するものでございます。

2目法人では、既定額に26万6,000円を追加し、826万9,000円とするもので、1節現年度課税分、2節滞納繰越分とも年度末までの収入見込みを勘案しての補正となっております。

2項1目固定資産税では、既定額から54万3,000円を減額し、5,812万2,000円とするもので、1節現年度課税分、2節滞納繰越分とも年度末までの収入見込みを勘案しての減額、追加でございます。

3項1目軽自動車税では、既定額に2万5,000円を追加し、303万7,000円とするもので、2節滞納繰越分で1月末の徴収実績等を勘案しての補正であります。

10ページでございますが、4項1目たばこ税は、既定額に25万3,000円を追加し、1,281万5,000円とするもので、1節現年度課税分でこれまでの消費実績に基づく見込みから同額を追加するものであります。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目普通交付税では、算定結果に基づき、既定額に2億8,197万6,000円を追加し、20億1,466万7,000円としたところであります。

2目特別交付税は、いまだ不確定ではございますが、既定額に6,113万7,000円を追加、1億9,113万7,000円とし、歳入総額調整の役割を持たせておりますので、ご理解を願います。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では、既定額に492万2,000円を追加し、3,442万6,000円とするもので、1節保育料負担金で入園実績により120万円の追加、2節幼児クラブ保育料負担金では32万円の追加となっております。3節老人福祉施設入所費負担金も、入所者の増により340万2,000円の追加となっております。

11ページ、12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料では、2節そうや自然学校使用料の実績を見込み、既定額に5万8,000円を追加し、111万2,000円とするものであります。

2目民生使用料では、既定額に14万円を追加し、80万円とするもので、1節児童クラブ指導料の実績を見込み、同額を追加するものであります。

4目農業使用料では、既定額から191万円を減額し、201万円とするもので、収入実績に基づき、1節町営牧場使用料で同額を減額するものであります。

5目土木使用料では、既定額に590万9,000円を追加し、5,209万6,000円とするもので、2節公営住宅使用料から7節特定公共車庫使用料まで、それぞれ収入見込みをもとに追加補正しております。

6目教育使用料では、既定額に40万9,000円を追加し、113万1,000円とするもので、1節学校使用料から8節創作活動施設使用料まで、それぞれ収入見込みをもとに追加、減額をしているところでございます。

2項手数料、1目総務手数料では、既定額から7万8,000円を減額し、110万5,000円とするもので、収入見込みをもとに6節地籍成果簿閲覧手数料の減額となっております。

3目農業手数料では、既定額から28万8,000円を減額し、30万2,000円とするもので、収入見込みをもとに2節町営牧場捕獲手数料の減額となっております。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に190万7,000円を追加し、5,603万5,000円とするもので、1節児童手当国庫負担金36万4,000円を減額、3節障害者自立支援給付費国庫負担金227万1,000円を追加、いずれも歳出の実績見込みに応じた減額、追加となっております。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額から554万4,000円減額し、1,826万9,000円とするもので、1節社会資本整備総合交付金のいずれも歳出事業費の確定に伴う減額、新たな計上でございます。

2目民生費国庫補助金では、既定額から47万7,000円を減額し、1,832万5,000円とするもので、3節地域生活支援事業費国庫補助金から5節子育て世帯臨時特例給付事業補助金まで、歳出事業費の確定に伴う減額となっております。

3目衛生費国庫補助金では、既定額に7万6,000円を追加し、25万円とするもので、1節保健衛生費補助金で感染症予防事業費の確定に伴う追加であります。

5目土木費国庫補助金では、既定額に81万1,000円を追加し、4,712万円とするもので、1節道路橋梁費補助金及び2節公営住宅建設事業等補助金は、町道2条通り線交付金工事、社会資本整備総合交付金の各事業費の確定に伴う減額、追加計上となっております。

6目教育費国庫補助金では、既定額から4万7,000円を減額し、1万8,000円とするもので、1節特別支援教育就学奨励費補助金を実績に基づき減額するものであります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金では、既定額から31万円を減額し、276万1,000円とするもので、1節外国人登録事務委託金及び3節衆議院議員選挙費委託金において委託金額の確定、実績により追加、減額を行うものであります。

2目民生費委託金では、既定額から2万8,000円を減額し、103万6,000円とするもので、1節国民年金事務委託金の実績確定により減額をするものであります。

14款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額から458万7,000円を減額し、3,939万円とするもので、1節児童手当道負担金から7節災害見舞金負担金まで各節、事業の実績をもとに減額、追加計上を行うものであります。

2項道補助金、1目民生費補助金では、既定額から13万7,000円減額し、1,218万3,000円とするもので、2節ひとり親家庭及び重度心身障害者補助金から7節地域づくり総合交付金まで、事業の確定に伴う減額、追加計上であります。

2目衛生費補助金では、既定額から5万円を減額し、102万6,000円とするもの

で、2節予防接種補助金の確定に伴う減額でございます。

3目農林業費補助金では、既定額に1,529万3,000円を追加し、1億2,951万5,000円とするもので、1節農業委員会補助金は農業委員会活動推進事業交付金及び農地台帳システム整備事業補助金の実績確定による追加、16ページの繰越明許に係る4節林道開設事業補助金1,500万円を除き、1節農業委員会補助金から16節鳥獣被害防止総合対策事業補助金まで、事業実績により減額するものであります。

4目教育費補助金では、既定額から19万8,000円を減額し、113万5,000円とするもので、1節教育支援活動促進事業補助金において実績確定による減額でございます。

5目総務費補助金では、既定額に1,057万円を追加し、2,077万円とするもので、2節深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金の確定に伴う計上でございます。

17ページでございます。3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額に5万8,000円を追加し、456万5,000円とするもので、1節統計調査事務委託金及び4節北海道権限移譲事務委託金まで、いずれも各事業費の確定に伴い、追加、減額を行うものであります。

4目災害貸付事業委託金では、災害援護資金貸付金の実績がないため、既定額350万円を皆減するものであります。

15款財産収入、1項1目財産運用収入では、既定額に89万5,000円を追加し、93万6,000円とするもので、歳出でご説明のとおり、各基金の利子分を追加計上したものでございます。

2目財産貸付収入では、既定額に43万3,000円を追加し、887万3,000円とするもので、1節土地貸付収入から3節施設貸付収入まで、各節とも貸付実績の見込みをもとに追加、減額を行うものであります。

18ページ、2項財産売払収入、2目物品売払収入では、既定額に149万9,000円を追加し、150万円とするもので、内容は除雪トラック、ショベルローダー、キャブオーバー各1台の売り払い代金収入を追加計上するものであります。

3目生産物売払収入では、既定額に1万6,000円を追加し、1万7,000円とするもので、1節立木売払収入として北電からの立木伐採補償金を追加計上しております。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金では、既定額に50万9,000円を追加し、51万円とするもので、2件のご厚志を計上させていただいております。

2目指定寄附金では、9件、123万6,000円のご厚志を1節総務費寄附金として計上させていただいております。

19款諸収入、3項貸付金元利収入、2目高額療養費一部負担金貸付金収入では、貸付実績がないため既定額100万円を皆減するものであります。

6項1目雑入では、既定額に126万5,000円を追加し、1,067万3,000円とするもので、内容といたしましては各種検診の個人負担金、団体保険の取り扱い手数

料、各所管の決算見込みによる種々雑多な収入の追加、減額計上でございます。

20款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額から70万円を減額し、1億6,180万円とするもので、内容につきましては地方債補正で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

7ページにお戻りいただきたいと思えます。歳入合計、既定額に3億7,064万円を追加し、歳入総額を34億8,706万4,000円とし、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） ここで議場の時計で11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 1件ずつですから、1件ずつ申し上げます。

11ページ、町営牧場使用料が191万円の減額になっております。これは既定額が390万円ですから、約5割近くの減収となっているわけですが、この理由と実績をお知らせください。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 町営牧場の利用状況につきましては、当初計画では140頭の計画頭数としておりましたが、実績では実頭数として85頭の利用という状況になっております。町内の育成牛の飼養頭数の減少と、また町営牧場は圃場の更新もしておりまして、一部利用できないところもありましたので、そういうところで利用が減っているという状況になっております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 町が事業を行う場合に、いわゆる費用対効果を含めて目標と実績が問われるところであるわけです。それに基づいて、正確な予算化をすべきところあります。町内の農家37戸の中でどのくらいの頭数が入れるのか、こんなものは事前調査したらすぐわかることではないか。こういったことであれば、本当にこの牧場が必要なのかどうかという問題になってくるのです。私は、やめたほうがいいのではないかと、極端に言えばそういうことになる。これは一般質問でも出していることだけれども、農業については非常に町も頑張って財政支出しているはずなのだけれども、結果的にいうと半分程度の利用しかないという、この現実を町としてどう評価しますか。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 町営牧場につきましては、労働力の軽減と育成牛の授

精を目的としておりまして、町としては必要な施設であるというふうに捉えております。利用に当たりましては、農協のほうに管理運営を委託しておりまして、農協のほうでも頭数の取りまとめ等を行っておりますが、現時点ではまだ育成牛の頭数が少ないという状況になっているというところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 年度末になってのこの予算補正については、大体が収入において償還系のものについては保育料にしても何にしても、若干ですけれども、上積みするような形なのだけれども、5割近くも収入予定が減るということはやはり問題があるということを感じてもらわないと予算化するときだって困ると思うのです。こういったことが、大事な基幹産業と言われる農業の面でいつもこういうように何か予定と実績が異なってくるというところでもう慣例化してしまっているような気がするのです。この面について本当にこの牧場が農家の労働力の軽減になるとすれば、まだまだ活用する手だてはあるのだらうと思うのですけれども、この辺どうしたらいいのでしょうか、町長、ちょっと町長にお聞きしたいのです。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えいたしますけれども、本来育成牧場は私は必要だという認識を持っているのです。このごろ酪農家はそれぞれ個々の労働力不足ということもあって、育成牛を持たない酪農家が今までふえてきたいた。そういうこともあって、育成牧場に入れる育成牛が少なくなっている実態であります。私は、農協さんにもお話ししてはいますが、育成牛を持たないと、よそから買う場合にはどっちかというといい育成牛は余り買えないのです。そういうこともありますので、できるだけ優秀な育成牛をそれぞれの酪農家が持って、少なくとも必要な部分の3分の2ぐらいは育成牛を持っていたらいい、そして経営の効率化を図ってもらいたいという考え方を私は持っております。そういう中で、今お話ししたとおり、育成牛を持たない酪農家がふえていますから、これからそういう面で指導、または啓発をしていながら、それぞれの農家で必要な育成牛の少なくとも3分の2ぐらいは持っていただけるようにこれから努めていって、育成牧場の利用を上げていきたいと、こういうような考え方を持っているということでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 25ページの11目社会資本整備総合交付金事業費ですけれども、その中の防犯灯整備工事352万円減額で、事業費確定によるものという説明がありましたけれども、この防犯灯は何基の整備で場所はどのあたりでしょうか。そして、352万円ということですので、予定と違う整備内容だったのか、それをお伺いします。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課技術長。

○産業建設課技術長（山内 功君） お答えします。

設置基数に関しましては129灯、これに関しましては各自治会のほうの防犯灯を整備

しております。事業費が減額になった大きい面に関しましては、ポールについている照明灯、ポールから全部かえるものを少し減らした形で、使える部分は使うという形で考えたものですから、事業費がその辺減額になったという形で理解していただければと思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 37ページの地域内農産物生産と給食を結ぶプロジェクト、これは今年度で終わりですよ。それで、先ほどこれらの報告書をいただいたのですが、中身を軽く見させていただいたのですが、問題というか、あの報告書を見て、今後このプロジェクトで行ってきた検討をどう生かすのか、どう活用するのだろうかというのがちょっと私としては疑問符がついたので、芋をどういう大きさでどう煮たらどうなるとか、あるいはどういう作付をどう行ってきたかというのは、やってきたことはわかるのですが、あれでジ・エンドにしてしまうのか、その今後の活用をどうするのかお聞きしたいと思います。

それから、39ページの銃の免許取得の補助金が減額になっているのですが、雰囲気的にはなかなか銃の免許を取る人がいないような雰囲気でも捉えているのですが、結果として本年度は何人が銃の免許を取られたのか、その点についてお聞きします。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） それでは、ご答弁申し上げます。

地域内のいわゆる給食プロジェクトの取り組みですが、事業期間としては26年度で終了するというところでありますが、基本的には主体的な生産者というのを天北厚生園のDOのほうで担っていくということをまず確認しております。そこでつくられたものを各施設の給食に使っていただいたり、地域内で消費していただくような取り組みというのは今後も継続したいというふうに考えております。また、この協議会につきましては、先月総会を開いて、一応協議会としては解散というか、終了するということにはしましたが、今後もこの取り組みを継続させていくために各関係機関で取り組みを進めるための組織づくりというか、協議会的なものを立ち上げていくということで、その中でこの取り組み、地域内でつくられたものを地域内で消費していくという取り組みは今後も継続していくということで進めております。

続いて、猟銃の取得者ですが、26年度につきましては1名から取りたいという相談があったのですが、取得する試験等の時期がなかなか合わなくて、取ることができなかったという状況で、26年度の取得者はいないという状況になっております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 給食のことなのですが、天北厚生園の施設長にお話を聞いたのですが、天北厚生園での作付ボリュームというのですか、面積、それは今後ともある程度ふやす余地があるのかという話をお聞きしたのですが、もうそれはないと。ですから、現在作付しているのが天北厚生園としての限界というか、現在作付しているボリュームで、天北厚生園のほうはそれ以上ふやす予定はないようなので、どういうふうに活用す

るかというふうに聞いたのは、私も一般質問で何回も質問させていただいているのですが、天北厚生園でのボリュームは今が限界なので、そうするとこれをある程度拡大していくということになると、今平中参事がちらっと言っていたけれども、組織化していくような話が今答弁でありましたけれども、そういうふうに天北厚生園以外でまだまだつくれる可能性のある人にそういうところを広げていくという意味の先ほどの答弁なのか、そのためにプロジェクトで行ってきた資料を活用するのだというふうに、その資料をどう生かすかというのは私としてはそういう意思があるのかどうかということでも聞いたので、その点についてももう一度お聞きいたします。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 申しわけありません。天北厚生園のほう为主体になってやっていただくということは変わらないのですが、協力していただける町内の畑作というか、農園というか、自家菜園も含めてつくっていただけるという方は今のところ1名存在されているのですが、今後も協議会の中ではそういう方をふやしていきたいという考え方はしています。当然その報告書なりというものは、今まで培ってきた栽培技術ですとか手順だとかというものは、その中で使っていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 企画費で24ページです。簡単なことですが、備品購入費で除雪機を買わなかった。担当者として備品を要求するというのは相当な思いで予算を要求し、それを承認いただいて計上したはずなのだけれども、何で買わないのかなと、そんなにうちの予算って楽で、まあ、いいやというので落とせるぐらいのものであるなら、何でのせたのというのを聞きたいのが1つ。

もう一点、簡単なことですから、道路維持費、43ページですが、賃金と需用費が追加されています。これちょっと不審に思いましたのは、ことしの冬は私も住民にとっては除雪については非常に楽な年だと、降雪量も少なかったし、家の周辺を見ても例年から見ると雪は相当少ない、そういう状況であります。ですから、逆に言うと町の除雪費は余るのではないかとある意味の期待もできたのだけれども、ここでは逆に多くなった。足りなくなったということなのですから、この辺の当初予算の積算の基準というのはどういうことになっていて、なぜこのように一般的に雪が少ない冬だと言われるのに除雪経費を追加しなければならないのか、その辺の不信を取り払ってください。

以上。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） まず、1点目の除雪機の問題でありますけれども、昨年非常に雪が多くて、集落支援員を配置して各家庭の除雪を行っていただきました。手でやっていて大変な状況を担当としては確認をしておりましたので、何とか除雪機を購入して、よりスムーズに対応していただけるように予算計上させていただきましたけれども、購入に当たってその地域から購入の必要性はないという強い要望があって、そのために今

回は皆減をさせていただくという形で見送ったというのが実態であります。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 道路維持費の除雪費の関係でございますけれども、確かに東海林議員おっしゃるようなことは降雪量が近年の中ではかなり少なくなってきております。ただ、この補正予算を上げる時期なのですけれども、1月の末に補正予算を上げることになっているのです。残り2月、3月と二月間残っておりますから、その中でどのような降雪量になるかというのはなかなか見通しが立てづらいという面がございます。そこで、2月、3月の降雪量の見込みを近年の実績に基づいて出して、その上で降雪量が多くなった場合にこのくらい足りなくなりそうだということで今回計上させていただきました。ことしについては、12月は若干多かったですけれども、1月は少なく、2月も少なかったということから、今回上げさせてもらいましたけれども、もしかしたら最終的な決算は余るかもしれませんけれども、その辺はご理解いただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 除雪関係は理解できます。

理解できないのは除雪機です。地域の方が要らないと言う理由が全くわかりません。ここにも地域の方が1人ぐらいいるけれども、せっかく町の思いで予算化までして、そしてそれを使う人のためにやったわけでしょう。それを地域の方が反対するって、一体それはどういう地域の人なのだ。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 本来ですと私どもは担当する集落支援員の状況を踏まえて対応してきたところでありますけれども、事前に地域の方とのコミュニケーションをとった形でのものではありませんでした。それで、これを予算化した後、実際に執行するべく地域の方々と内容について協議をして、集落支援員の役割としての除雪あるいは高齢者の見守り等を行っていく上での対応として除雪機を購入したいというふうにご説明をいたしましたけれども、実際には地域としてはその必要性については多くはないという判断で、今の段階で購入していただくことは必要ないというふうに申されてきましたので、町としてはそれ以上購入に向けて話し合いを進めたという経過はないということで、実際には購入をしなかったということになります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 私も説明を聞いて、ちょっと納得できないのです。地域支援員の方々が地域の高齢者や何かのために除雪をする。それが大変だから、除雪機を購入することにした。除雪するのは地域支援員の方ですよ、それで何で、私は地域の方に文句を言うつもりはないのですけれども、何で地域の方が要らないという判断するのかわからない。地域の人たちが自分で除雪しているのなら、いやいや、そこまでしてもらわなくてもいいよと言うのはわかるのだけれども、地域支援員の方が除雪するのに、地域の方がそれ

は要らないというのは何かつじつまが合わないというか、地域支援員が困るわけでしょう。だから、それを考えて予算化したのでしょう。地域の方の話を聞くのはわかるのだけれども、何かつじつまが合わないという気がして、そこら辺をもう一度説明してもらえますか。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） お話をごもっともだと思います。私自身もそういう考え方でありますので、よりスムーズに高齢者住宅の除雪をしていただけるように考えていたわけでありますけれども、以前にも東海林議員からもありましたけれども、地域支援員が除雪する基準というのはどこにあるのだろうというようなお話を前にされたことがあって、どこでもするのかということでありましたけれども、基本的にはある程度決まった形の中でやっていただくということで今までやってきております。そことの関係もあったのかもしれませんが、地域としてはそれを入れることによって全ての住宅をやるということになるのかというふうな考え方もあったと思うのですが、基本的にはそうではないので、ある一定の基準に従った中で、対象になる家庭の除雪。特に一番大変だったのは、一昨年のときに大変だったのは裏側なのです。玄関のところはある程度はいいのですが、降雪があって屋根の落雪があった後の処理というのが非常に大変な状況を聞いていましたので、私どもとしては何とかその対応をやることで、その以前のときには緊急雇用でやったので、重機を借り上げて対応できたのですが、それ以降昨年度からはそれが無いという形になりましたので、今回こういう形をとったということです。そこは、地域の方々の状況、いろんな考え方があったと思いますけれども、私どもとしては、地域全体として集落支援員としてうちが配置した者に対してその必要性を基本的には要らないというふうに言われた以上、今回の段階で改めて購入することに踏み切ることにはしなかったということで、今回皆減させていただくということになったということです。基本的なスタンスは皆さんの考えているのと同じような考え方で私どもとしては進めていきたかったというふうな状況はあったということをご理解いただきたいと思います。

（「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 休憩します。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 49 分

○議長（村山義明君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 先ほど柳澤さんからあったのですが、猟銃の免許、平成26年は一つもなかったと。今現状では、私も鉄砲を持っているけれども、猟友会は平均年齢65、高齢化してきているのです。それで、今施設もできたし、何とかエゾシカを入

れて頑張っている状態なのだけでも、行政としてあと5年、10年、どういう考え方を
持っているのか。あと5年たったら平均年齢70ぐらい、エゾシカは出てきたわ駆除でき
ないわと、そういう形になるのが現状です。簡単に、一人もいなかったです、免許を取る
人はいなかったですでは済まないと思います。これは、行政として歩いてもらって、
免許を取る人を何とかつくってくれないとこれは大変なことになります。それにつけ加え
て、ヒグマも間違いなくふえます。その辺行政の考え方を伺いたい。施設もできたし、今
後の5年、10年の計画を伺いたい。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 猟銃の所有者の方の減少と高齢化につきましては重々
承知しているところでありますが、25年度に1名取得していただきましたが、それ以降
なかなか取られる方がいないということで、私どもとしても農協の青年部だとか、そうい
う若い人のところに行って、何とか取ってもらえないだろうかというご説明をしたり、森
林組合のほうに行っても声をかけているという状況なのですけれども、なかなか取りたい
という方が出てきていないというのが現実であります。補助をつけてやっておりますから、
何とか一人でもふやしていきたいということで、今後も声をかけていきたいというふう
には考えております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 今細谷さんが言われたように、いないと言われたので、私もその
後質問のしょうがなかったのだけれども、この補助に関して、銃をとるときにまず免許を
取るのに経費がかかるのかな、それから銃を所持するのにやっぱりお金がかかるわけし
ょう、どれぐらいかかるのか、ちょっと私もわからないのだけれども、免許を取る、銃を
取得する、それらの経費に対する町の今行っている補助というのはどれぐらいになるのか、
またその補助をある程度もっと見てやることによって免許を取得する人がふえる可能性も
私はあると思うので、ある程度金をかけてということになるとみんな免許を取る、銃を取
得するというのはちょっと大儀になるのかなと思うので、そこら辺の費用と補助の割合に
ついてどのようになっているかお聞きします。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 町の補助の内容ですけれども、議員言われましたとお
り、取得に係る試験費だとかお医者さんに健康ですよという証明をもらうとか、そういう
経費ですとか、銃を取得するために銃を買う経費、銃を入れるロッカーの経費、そういう
ものも含めて計算しております、おおむね係る経費の2分の1ということで助成額16
万1,400円なのですが、予算化しているという状況であります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） お金のほうはいいのですけれども、日程的な問題だと思うのです。
狩猟の免許を取る月と農家の草刈りの時期とか、そういうのがぶつかっていくのです。そ
れと、警察の免許の講習もぶつかると思うのです。それで、宗谷総合振興局とか警察に町

と猟友会のほうで、将来構想がこうだから、何とか日程を合わせてくれないかと、そういう話はできないものなのですか。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 今後振興局と相談して、そういう取り組みができるかを話し合っていきたいなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 40ページの6款農林水産業費の中の19節、未来につなぐ森づくり推進事業補助金があって、129万8,000円ですか、減額になっていますけれども、この内容を教えてください。

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時58分

○議長（村山義明君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

もう昼に時間がありませんので、ここで昼食のために議場の時計で午後1時まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

午前中の山本さんの質疑に対するの答弁をお願いします。

平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 大変申しわけありませんでした。

未来につなぐ森づくり推進事業補助金につきましては、当初計画では18ヘクタールを予定しておりましたが、実績では11.39ヘクタールとなっております。なお、交付対象者につきましては、5名に交付しているという状況であります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 32ページと35ページについて伺います。保健福祉分野でのまちづくりとか住民参加というのは大変大事なことだと考えまして、伺います。

32ページの住民参加型高齢者生活支援等推進事業、これについて講師報償費その他で合計26万円ほど減額になっています。これは実績見込みからということですが、この実績の状況を伺いたいと思います。

それから、35ページの健康まちづくりフォーラム、これもかなり大きな減額になっていると思いますけれども、減額の状況を伺います。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） それでは、ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

まず、住民参加型高齢者生活支援等推進事業に係る減額補正についてですが、これはほかの事業と抱き合わせで実施したために削減となったものでございます。

続きまして、健康まちづくりフォーラムに関しての減額ですが、報償費、費用弁償、まちづくりフォーラムの消耗品につきまして減額しておりますが、これについては町民の健康づくりの予防啓発のためにさまざまな企画を立案していたところですが、北海道市町村振興協会の地域づくり研修会等の補助金のほうを充てる予定でしたが、採択されなかったため、その経費を減額したところでございます。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） これで3回目になるはずなのですが、ちょっと納得がいかないので、今回は回数に数えないでいただきたいのですが、住民参加型高齢者生活のほうですけれども、ほかの事業と抱き合わせで実施したのということですが、これにかかわるといいますか、抱き合わせの事業の状況はどうだったのかというのを説明していただかないと意味がわかりません。

それから、健康まちづくりフォーラムですけれども、何だか内容がよくわかりませんでした。健康づくり講座とは別の事業なのでしょう。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） 説明が足りなくて申しわけございません。

住民参加型高齢者生活支援等推進事業につきまして、これは当初3回予定していたところを1回実施したという実績です。

健康まちづくりフォーラムのほうですが、こちらは北海道市町村振興協会の地域づくり研修会の補助金を充てる予定でしたが、補助金が当たらなくなったので、その経費を落としたものでございます。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 住民参加型のほうは、当初3回予定していたのが1回になってしまったと、これは3回予定していて1回になったという、その理由をお聞かせいただきたいかと思っておりますし、まちづくりフォーラムのほうは補助金を当てにしていたけれども、それが当たらなくて一般財源から追加したならわかるのですが、補助金が当たらなかったの、その分を減額したというのがちょっとわからないのです。これだけ減額しても支障なくこのフォーラムは開催できたのでしょうか。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） 申しわけございません。ちょっと時間を下さい。

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時14分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） 大変申しわけございませんでした。

まず、住民参加型の事業でございますが、これについては介護、障害、地域福祉計画の策定のために住民を巻き込んだ事業で、3回の講演会を見込んでおりましたが、1回の開催により、報償費及び旅費を減額するものでございます。普通旅費につきましては、議員との視察研修、民生委員研修と抱き合わせで実施のため、減額となります。

健康づくりフォーラムにつきましては、健康づくり講座とはまた別なものでございまして、健康づくり普及啓発のため、年間6回実施予定で、そのうち住民参加型の講演会と抱き合わせで1回を実施したものでございます。今回減額するのは、振興協会補助を見込んだもので採択とならなかったため、減額するものでございます。

以上です。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） これで最後にします。

補助金の減額ということですが、補助金というのは、事業が確定して、こういう事業をやりますからということで申し込んで採択されるものなのではないでしょうか、それとも事業はあくまでもやる予定でといいますか、どちらが先なのでしょう、事業が決まってから補助金が決まるのでしょうか、補助金が決まってから事業が決まるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えいたしますけれども、健康まちづくりフォーラムにつきましては、当初で北海道市町村振興協会から30万円の補助金を当て込んで事業を予定しておりました。これは、事業を先に行うのか、それとも補助金が先につくのかということでもありますけれども、当初は補助金がつきそうだという認識のもとに当初予算に計上いたしましたけれども、振興協会のほうで全道の町村から集まってくる事業が多いということで、中頓別町の健康まちづくりフォーラムのほうの補助金が採択にならなかったと、こういうことでございまして、これと同じような事業でまちづくり推進課のほうも2つの事業を予定しておりましたけれども、そちらのほうは採択をされたと、そういうことでございます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 35ページの歯科診療所修繕料についてですが、具体的に診療所のどの部分を修繕するのでしょうか。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） 今回歯科診療所の修繕費で追加いたしましたのは、診察用のユニットの給水に係るウォータータンク式、給水に係る部分の修繕でございます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） ユニットの給水モーターの修繕ということで、これもユニットの一つだと思うのですが、治療を受けるリクライニングの椅子の部分が1台故障していて、利用される方から待ち時間であるとか治療の期間が延びているというようなことを聞いたことがあるのですけれども、その点は経営者、または町で負担して改善するというようなことはお考えですか。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） ただいま宮崎議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成26年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

議案第10号

○議長（村山義明君） 日程第7、議案第10号 平成26年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第10号 平成26年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、大川自動車学校長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 大川自動車学校長。

○自動車学校長（大川勝弘君） 議案第10号 平成26年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。平成26年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4,363万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月5日提出、中頓別町長、野邑智雄。

引き続き、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。8ページをお開きいただきたいと思います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、既定額から100万円を減額し、4,363万5,000円とするもので、4節共済費から27節公課費まで、経費節減に努めた結果、いずれも不用額を減額するものであります。

5ページにお戻りください。歳出の合計は、既定額から100万円を減額し、4,363万5,000円とするものでございます。

6ページ、歳入についてご説明いたします。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目自動車学校使用料は、教習生の減少により既定額から735万円を減額し、2,232万4,000円とするものであります。1節自動車学校授業料で普通車教習生授業料700万円、技能補習料35万円を実績見込みから減額するものであります。

2款繰入金、1項1目繰入金は、既定額に639万9,000円を追加し、1,836万9,000円とするもので、1節一般会計繰入金で同額を追加計上させていただくものであります。

3款繰越金、1項1目繰越金は、既定額に14万3,000円を追加し、14万4,000円とするもので、1節前年度繰越金の追加計上であります。

4款諸収入、1項1目雑入では、既定額から19万2,000円を減額し、279万8,000円とするもので、実績に基づき、雇用保険個人負担料、クレジット手数料、認定講習料の減額、追加となっております。

4ページにお戻りください。歳入合計は、既定額から100万円を減額し、4,363万5,000円とし、歳出合計とのバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成26年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

議案第11号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第11号 平成26年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第11号 平成26年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、矢上保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） それでは、議案第11号 平成26年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

まず、1ページをお開きください。平成26年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成26年度中頓別町国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,311万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,710万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月5日提出、中頓別町長、野邑智雄。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたしますので、11ページをお開きください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では、既定額から1,230万円を減額し、1億5,363万円とするもので、医療費の減少に伴い、不用分を減少するものです。

2目退職被保険者療養給付費では、既定額から230万円を減額し、706万7,000円とするもので、これにつきましても医療費の減少に伴い、不用分を減額するものです。

3目一般被保険者療養費では、既定額から25万円を減額し、69万7,000円とするもので、補装具等の療養費の不用分を減額するものです。

4目退職被保険者療養費では、療養費の申請がないことから、全額不用額として減額するものです。

12ページをお開きください。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費では、既定額から100万円を減額し、1,734万1,000円とするもので、2目退職被保険者高額療養費では、既定額から200万円を減額し、46万1,000円とするもので、高額療養費に係る不用分を減額するものです。

3目一般被保険者高額介護合算療養費及び4目退職被保険者高額介護合算療養費につきましては、対象者がいないことから、全額不用額として減額するものです。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金では、既定額から 4 2 万円を減額し、4 2 万円とするもので、1 名分の不用額を減額するものです。

2 款保険給付費、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費では、既定額から 4 万円を減額し、6 万円とするもので、4 名分を不用額として減額するものです。

1 4 ページをお開きください。3 款後期高齢者支援金、1 項後期高齢者支援金、1 目後期高齢者支援金では、既定額から 2 6 3 万 9 , 0 0 0 円を減額し、2 , 7 7 8 万 8 , 0 0 0 円とするもので、支払基金からの納付額確定により、不用額を減額するものです。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金では、既定額から 6 9 万 6 , 0 0 0 円を減額し、1 , 3 0 3 万 6 , 0 0 0 円とするもので、支払基金からの納付額確定により、不用額を減額するものです。

1 6 ページをお開きください。7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金では、既定額から 8 万 5 , 0 0 0 円を減額し、6 6 3 万 9 , 0 0 0 円とするもので、納付額の確定により、不用額を減額するものです。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金では、既定額から 5 6 8 万円を減額し、2 , 2 0 6 万 6 , 0 0 0 円とするもので、これについても納付額の確定により、不用額を減額するものです。

8 款保健事業費、1 項特定健康審査等事業費、1 目特定健康審査等事業費では、既定額から 5 7 万 7 , 0 0 0 円を減額し、1 8 3 万 2 , 0 0 0 円とするもので、これは保健師派遣業務に係る国保連合会への負担金として組みかえているもので、4 節共済費、7 節賃金、9 節旅費をそれぞれ減額し、1 9 節負担金補助及び交付金として町が負担する分の 2 分の 1 の額を保健師派遣業務負担金として 5 7 万 6 , 0 0 0 円を計上したものでございます。

1 8 ページをお開きください。9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目一般被保険者還付加算金では、既定額に 2 2 0 万 3 , 0 0 0 円を追加し、2 2 1 万 3 , 0 0 0 円とするもので、これは平成 2 5 年度の実績により、療養給付費負担金の返還金として追加するものでございます。

9 款諸支出金、2 項繰出金、1 目直営診療施設繰出金では、既定額に 3 9 8 万 3 , 0 0 0 円を追加し、6 6 0 万 8 , 0 0 0 円とするもので、これは医師招聘に係る人件費分として国保病院会計に繰り出しするものであります。

戻りまして、5 ページをお開きください。歳出、既定額 2 億 9 , 0 2 1 万 8 , 0 0 0 円から 2 , 3 1 1 万 6 , 0 0 0 円を減額補正し、2 億 6 , 7 1 0 万 2 , 0 0 0 円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。6 ページをお開きください。1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税では、既定額に 2 0 3 万 9 , 0 0 0 円を追加し、4 , 0 2 4 万 6 , 0 0 0 円とするもので、保険税の賦課額の増加により、追加するものでございます。

2 目退職被保険者国民健康保険税では、既定額から 2 6 万 5 , 0 0 0 円を減額し、1 5

8万3,000円とするもので、退職被保険者数の減少により、減額するものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付等負担金では、既定額から2,141万8,000円を減額し、4,101万3,000円とするもので、主な要因としましては医療費が減少したことによる減額となっております。

3目特定健康診査等負担金では、既定額に9万6,000円を追加し、35万2,000円とするもので、特定健康診査の受診者増によるものです。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金では、既定額から347万4,000円を減額し、2,194万円とするもので、内訳といたしましては普通調整交付金が735万7,000円の減額、特別調整交付金の直診勘定繰入金については398万3,000円の追加、特別調整交付金については10万円の減額となっております。

3款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金では、既定額から242万4,000円を減額し、834万5,000円とするもので、これは退職被保険者療養給付費交付金の減によるものです。

8ページをお開きください。4款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金では、既定額から2,372万円を減額し、6,196万3,000円とするもので、これについては支払基金からの確定額により、減額するものでございます。

5款道支出金、1項道負担金、2目特定健康診査等負担金では、既定額に9万6,000円を追加し、35万2,000円とするもので、特定健康診査の受診者増によるものです。

5款道支出金、2項道補助金、1目調整交付金では、既定額に285万7,000円を追加し、1,817万2,000円とするもので、普通調整交付金の実績見込みによるものです。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金では、既定額から139万円を減額し、197万2,000円とするもので、高額医療費共同事業交付金の実績見込みによるものです。

2目保険財政共同安定化事業交付金では、既定額から843万3,000円を減額し、1,931万3,000円とするもので、保険財政共同安定化事業交付金の実績見込みによるものです。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金では、既定額に526万3,000円を追加し、731万8,000円とするもので、前年度繰越金として526万3,000円を追加するものです。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額に2,823万3,000円を追加し、4,113万円とするもので、出産育児一時金繰入金を28万円減額、保険基盤安定繰入金を32万円減額、10ページをお開きください、財政安定化支援事業繰入金を16万7,000円減額し、その他繰入金として一般会計繰入金として2,90

0万円を計上しております。

10款連合会支出金、1項連合会支出金、1目連合会支出金では、既定額から全額を減額するもので、これは保健師派遣業務に係る国保連合会の負担金として組みかえたために減額するものでございます。

4ページをお開きください。歳入、既定額2億9,021万8,000円に対しまして2,311万6,000円を減額補正し、2億6,710万2,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところでございます。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 特定健康診査等負担金、特定健康診査について伺いますけれども、受診者がふえたということですが、受診率といいますか、対象者に対して受診された方はどのくらいだったのか、75歳以上と74歳未満はどれくらいだったのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） ただいまの質問ですが、特定健康診査の実績、実施率につきましては、対象者が367名に対して受診者が198人で54%でございます。75歳、74歳の区分については、ちょっと持ち合わせの資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） ちょっと説明を聞き漏らしてしまったのだけれども、10ページの連合会支出金が皆減されているのだけれども、理由は何だったですか。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） 連合会支出金の皆減についてご説明申し上げます。

17ページをごらんください。特定健康診査等事業費のところ保健師の派遣業務というものを行っているのですが、当初保健師の派遣を国保連合会から受けまして、その分を共済費、賃金、旅費で町が100%予算を組んでいまして、それに対して2分の1を国保連合会のほうから負担金として受けるという形で予定していたところなのですが、3月の実績の時点で町の負担分2分の1だけを負担金として請求を受けるということになりましたので、それに合わせて予算を組みかえたということでございます。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 平成26年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

議案第12号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第12号 平成26年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第12号 平成26年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、小林国保病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林国保病院事務長。

○国保病院事務長（小林嘉仁君） それでは、ご説明させていただきます。議案第12号 平成26年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

事前に配付しております説明資料もあわせてごらんいただければというふうに思っております。

まず、1ページをごらんください。総則、第1条、平成26年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成26年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入としましては、医業収益8,496万1,000円の減額、医業外収益7,347万7,000円の追加、特別利益としまして500万円の追加、病院事業収益の既決予定額から648万4,000円を減額し、5億2,563万2,000円とするものです。支出につきましては、医業費用1,136万7,000円の減額、医業外費用11万7,000円の減額で、病院事業費用の既決予定額から1,148万4,000円を減額し、5億2,063万2,000円とするものです。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきましては補助金で4万円の減額、資本的収入の既決予定額から4万円を減額し、1,259万8,000円とし、支出につきましては建設改良費で51万3,000円の減額、資本的支出の既決予定額から51万3,000円を減額し、2,633万円とするものです。なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1,373万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

他会計からの補助金、第4条、予算第7条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。既決予定額に対して1億648万2,000円を追加し、2億2,194万6,000円とするものです。

2ページをお開きください。棚卸資産購入限度額、第5条、予算第8条に定めた棚卸資産購入限度額を次のとおり補正する。既決予定額に1,116万5,000円を追加し、9,783万1,000円とするものです。

平成27年3月5日提出、中頓別町長、野邑智雄。

それでは、収益的収支の支出をご説明申し上げます。12ページをお開きください。1款病院事業費用、1項医業費用につきましては、既定予定額から1,136万7,000円を減額し、5億496万5,000円とするもので、1目給与費では給与542万5,000円の減額、手当483万5,000円減額、賃金の出張医賃金29万6,000円追加、代替技師、薬剤師賃金12万円減額、看護師賃金13万8,000円追加であり、賃金総額では31万4,000円の追加、報酬としまして病院運営委員会委員報酬1万8,000円の減額、法定福利費としまして共済組合負担金から労災保険保険料まで647万1,000円の減額、退職給付費としまして退職手当組合負担金308万1,000円の減額、賞与引当金繰入額は100万7,000円の減額、法定福利費引当金繰入額としまして5万円の減額とし、給与費総額では既定予定額から2,129万3,000円を減額し、3億2,200万6,000円とするものです。産前産後休暇、育児休暇、退職によります看護師の不足を補うために増員を図りましたが、退職者等による臨時看護師での対応にとどまった結果、減額となったものであります。

2目材料費は、入院患者の増によります薬品費及び診療材料費の増であり、薬品費で1,093万3,000円の追加、診療材料費では検査部門から物療部門まで88万9,000円の追加で、合わせて1,182万2,000円を既定予定額に追加し、9,541万円とするものです。入院患者数は、今年度1月末現在で1日平均19.1人であり、昨年度同時期と比べて1.5人の増、決算時に比べて1.6人の増となっております。

13ページをお開き願います。3目経費は、消耗品費で20万円追加、光熱水費では電気料から下水道料までで11万1,000円の減額、燃料費では重油で65万7,000円の減額、食料費では出張医用の食料費で4万8,000円を減額、賃借料としましては睡眠時無呼吸症候群検査機器リース料からテレビ賃借料までで102万5,000円の減額、委託料は臨床検査委託料ら日当直医師紹介業務委託料まで192万2,000円の減額、諸会費は医師会会費としまして4万4,000円の減額、貸倒引当金繰入額としましては1万4,000円の追加、雑費では洗濯代としまして13万5,000円の追加、また旭川医科大学からの看護実習生の体験費用としまして4万6,000円を新規計上し、合わせて18万1,000円の追加といたしました。なお、旭川医科大学からの実習生の体験費用は、その同額が大学側から負担されており、その他医業外収益として収入をしております。経費総額としましては、既定予定額から343万2,000円を減額して、5,

783万7,000円とするものです。

14ページをお開きください。4目減価償却費は、機械備品減価償却費の精査により5万8,000円の減額、リース資産減価償却費も同様に精査により7万1,000円を減額し、減価償却費総額としましては既定予定額から12万9,000円を減額して、2,589万7,000円とするものです。

5目資産減耗費は、薬品の期限切れ等によります棚卸資産減耗費としまして27万1,000円の追加、固定資産除去費としまして今年度導入しました薬品保冷库や尿分析装置の旧機械備品に係る固定資産除去費等としまして139万4,000円の追加とし、資産減耗費総額としましては既定予定額に166万5,000円を追加し、181万5,000円とするものです。

1款病院事業費用、2項医業外費用としましては、既定予定額から11万7,000円を減額し、150万1,000円とするもので、1目支払利息及び企業債取扱諸費では企業債利息4万2,000円の減額、その他支払い利息としましてリース債務支払い利息7万5,000円の減額で、ともに支払い額の精査による減額であり、支払利息及び企業債取扱諸費総額としましては既定額から11万7,000円を減額し、49万9,000円とするものです。

病院事業費用総額では、既定予定額から1,148万4,000円を減額して、5億2,063万2,000円とするものです。

続きまして、収益的収支の収入をご説明申し上げます。10ページをごらんください。

1款病院事業収益、1項医業収益としましては、既定予定額から8,496万1,000円を減額して、3億2,594万3,000円とするものであり、1目入院収益で既定予定額に297万1,000円を追加し、1億6,445万円。

2目外来収益では、既定予定額から1億2,187万3,000円を減額し、1億635万2,000円。

3目その他医業収益では、公衆衛生活動収益の各種予防接種料として60万5,000円の減額、医業相談収益の各種健康診断料としまして177万9,000円の追加、その他医業収益としまして文書料からその他までで18万8,000円の減額で、その他医業収益総額で既定予定額に98万6,000円を追加し、2,218万6,000円。

4目他会計負担金としまして、救急医療分としまして3,295万5,000円を計上するものです。

1款病院事業収益、2項医業外収益としましては、既定予定額に7,347万7,000円を追加して、1億9,345万7,000円とするもので、1目受取利息配当金では預金利息として既定予定額に3万9,000円を追加して、5万9,000円。

2目他会計補助金では、基礎年金拠出金の公的負担分として既定予定額から26万6,000円を減額して、496万9,000円。

3目他会計負担金としましては、企業債利息分2,000円及び運営費補助分として6,

879万1,000円の合計6,879万3,000円を既定予定額に追加して、1億6,900万9,000円とするものです。

4目患者外給食収益で既定予定額から31万6,000円を減額して、30万5,000円。

5目長期前受金戻入としましては、既定予定額に128万8,000円を追加し、1,391万5,000円とするものです。

11ページをごらんください。6目その他医業外収益としまして、電気使用料からその他までで既定予定額から8万4,000円を減額し、117万7,000円。

7目国庫補助金は、国民健康保険特別調整交付金としまして402万3,000円を計上するものです。

1款病院事業収益、3項特別利益としましては、その他特別利益として累積欠損金解消分補助金500万円を計上、既定予定額に500万円を追加して、623万2,000円とするものです。

病院事業収益総額では、既定予定額から648万4,000円を減額し、5億2,563万2,000円として、累積欠損金解消補助金分500万円を除き、収入、支出のバランスをとっております。

続きまして、資本的収支の支出をご説明申し上げます。16ページをお開き願います。

1款資本的支出、2項建設改良費としましては、既定予定額から51万3,000円を減額し、2,633万円とするもので、1目固定資産購入費は病棟酸素吸引アウトレット増設工事の見積もり残分を減額したもので、既定予定額から1万円を減額して、1,620万2,000円。

2目リース資産購入費は、薬剤分包機のリースを新規薬剤師が着任するまで待って、機械確認後にリースをしておりますので、その間のリース料分を減額、既定予定額から50万3,000円を減額し、177万5,000円とするものです。

続きまして、資本的収支の収入をご説明申し上げます。15ページをごらんください。1款資本的収入、1項補助金では、既定予定額から4万円を減額して、258万5,000円とするもので、1目国庫補助金で直営診療施設整備補助金として既定予定額から4万円を減額し、258万5,000円とするものです。

資本的収入総額では、既定予定額から4万円を減額し、1,259万8,000円とするものです。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額は、当年度損益勘定留保資金で補填するものとし、当年度分の損益勘定留保資金からの補填額は1,420万5,000円から1,373万2,000円となり、47万3,000円の補填額の減となります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成26年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで10分ほど休憩したいと思います。議場の時計で2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

議案第13号

○議長(村山義明君) 日程第10、議案第13号 平成26年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第13号 平成26年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきましては、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 中原産業建設課長。

○産業建設課長(中原直樹君) 議案第13号 平成26年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページ、平成26年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万5,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7,932万3,000円とするものでございます。

事項別明細書、歳出からご説明をいたします。7ページでございます。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、既定額から100万円を減額し、3,793万7,000円とするもので、内訳につきましては15節工事請負費で町道10丁目線及び

町道2条通り線整備工事の町道水道管移設工事、各50万円でございますけれども、合計で100万円を計上しておりましたが、水道管の移設を要さなかったため、全額減額するものでございます。

8ページ、3款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費につきまして、25節積立金で預金利子5,000円を計上するものでございます。

5ページ下段、歳出合計、既定額8,031万8,000円から99万5,000円を減額し、7,932万3,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。6ページでございます。4款諸収入、1項雑入、2目弁償金につきまして、先ほど歳出で説明をいたしましたが、町道10丁目線及び町道2条通り線の水道移転補償を要さなかったため、100万円全額を減額するものでございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金につきまして利子及び配当金5,000円を計上するものでございます。

4ページの下段、歳入合計、既定額8,031万8,000円から99万5,000円を減額し、7,932万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成26年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

議案第14号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第14号 平成26年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第14号 平成26年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、矢上保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） それでは、議案第14号についてご説明いたします。平成26年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。平成26年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算。

平成26年度中頓別町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万円を追加し、歳入歳出予算の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,317万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

平成27年3月5日提出、中頓別町長、野邑智雄。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたしますので、10ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、既定額に296万5,000円を追加し、445万3,000円とするもので、これは平成27年度の介護保険制度改正に係るシステム改修の委託料を追加するものです。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費では、既定額から659万2,000円を減額し、3,600万8,000円とするもので、これは居宅介護サービス給付費の実績により、減額するものです。

2 目地域密着型介護サービス給付費では、既定額に36万円を追加し、660万円とするもので、認知症対応型共同生活介護分を追加するものです。

3 目施設介護サービス給付費では、既定額に515万6,000円を追加し、1億3,115万6,000円とするもので、施設介護サービス給付費の実績見込みにより、追加するものです。

6 目居宅介護サービス計画給付費では、既定額から49万4,000円を減額し、874万6,000円とするもので、これは実績見込みにより、減額とするものです。

12 ページをお開きください。2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、3 目介護予防福祉用具購入費及び4 目介護予防住宅改修費では、利用実績がないことから、全額減額するものであります。

2 款保険給付費、4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費では、既定額から118万2,000円を減額し、541万8,000円とするもので、高額介護サービス給付費の実績により、減額するものです。

2 款保険給付費、6 項特定入所者介護サービス費、1 目特定入所者介護サービス費では、既定額に142万円を追加し、1,462万円とするもので、介護サービス費の増加により、追加するものです。

14 ページをお開きください。5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金では、既定額に7,000円を追加し、8,000円とするものです。

6 款予備費、1 項予備費、1 目予備費では、支出予定がないことから、全額不用額とし

て減額するものでございます。

5ページをお開きください。歳出、既定額2億2,184万円に133万円を追加補正し、2億2,317万円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。6ページをお開きください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では、既定額に2万4,000円を追加し、2,851万2,000円とするものです。

2款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、既定額から172万円を減額し、5,951万3,000円とし、2目地域支援事業支援交付金では、既定額に2,000円追加し、98万3,000円とするものです。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、既定額に6万4,000円を追加し、3,599万3,000円とするもので、標準給付費の収入見込みにより、追加するものでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金では、既定額から221万4,000円を減額し、1,738万円とするもので、標準給付費の収入見込みにより、減額するものでございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業）では、既定額に2,000円を追加し、84万8,000円とし、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では、7万9,000円を追加し、90万9,000円とするものです。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金では、既定額から99万5,000円を減額し、3,169万8,000円とするもので、標準給付費の収入見込みにより、減額するものでございます。

4款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）では、既定額に1,000円追加し、42万4,000円とするものです。

8ページをお開きください。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では、既定額に3万9,000円を追加し、45万4,000円とするものです。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では、既定額に7,000円を追加し、8,000円とするもので、介護給付費準備基金利子として追加するものでございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額に131万7,000円を追加し、3,285万円とするもので、1節介護給付費繰入金で18万3,000円の減額、3節地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）で1万1,000円の追加、4節その他繰入金で148万9,000円を追加するものでございます。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では、既定額に476万円追加し、1,294万1,000円とするもので、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、既定額に8,000円を追加し、47万8,000円とするもので、前年度繰越金として追加するものでございます。

8款諸収入、1項雑入、1目雑入では、既定額から4万4,000円を減額し、17万9,000円とするもので、軽度生活援助利用者徴収金として1万7,000円の減額、リハビリ傷害保険料個人負担金として2,000円を追加、給食サービス利用者負担金として2万9,000円を減額するものでございます。

4ページをお開きください。歳入、既定額2億2,184万円に対しまして133万円を追加補正し、2億2,317万円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 平成26年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

同意第1号

○議長（村山義明君） 日程第12、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記、氏名、石井進、42歳であります。

今回提案いたします石井進さんにつきましては、昨年の12月に亡くなりました坂本登喜美さんの後任としてお願いをするものでありまして、坂本さんの残任期間でありますことしの12月19日までの任期になっております。

なお、今まで固定資産評価審査委員会の委員につきましては、一般の代表の方、そうして商工会の代表の方、酪農家の代表の方ということで3名をお願いしておりました。たま

たま農業関係の代表者でありました弥生の小野さんが酪農をやめましたので、今回酪農代表ということで石井進さんをお願いをするものであります。なお、石井進さんは、現在農協の青色申告会の理事を務めておりまして、税に詳しいということで今回お願いをするものであります。皆さん方の満場一致でのご同意をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

発議第1号

○議長（村山義明君） 日程第13、発議第1号 中頓別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） 発議第1号 中頓別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

それでは、読み上げて提案いたします。発議第1号。

平成27年3月5日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会運営委員会委員長、東海林繁幸。

中頓別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

中頓別町議会委員会条例の一部を改正する条例を朗読し、提案理由とさせていただきます。

中頓別町議会委員会条例の一部を改正する条例。

中頓別町議会委員会条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則、1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律

第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有するものといたします。

なお、この改正の要旨については、最終ページに簡単に記述しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上、説明を終わりたいと思えます。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 中頓別町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第3号

○議長(村山義明君) 日程第14、議案第3号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第3号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 和田総務課長。

○総務課長(和田行雄君) それでは、議案第3号についてご説明を申し上げますが、議案審議の順番が本来第4号、廃止のほうからいけばよかったかなと思ひまして、その点提出に当たりまして議案番号が逆になっていたことをおわび申し上げます。

議案第3号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について。

22ページでございます。議案第3号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について。

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月5日提出、中頓別町長、野邑智雄。

24ページをお開きいただきたいと思います。制定の要旨でまずご説明をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなったため、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を制定するものでございます。新教育長には職務専念義務が新法の第11条第5項として追加されまして、地方公務員法第35条と同様に条例により職務専念義務の特例を定めることができることとされたため、その根拠となる勤務時間、休暇等も含めまして本条例を制定するものでございます。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行の際、現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するというようになっております。

23ページにお戻りいただきまして、改め文を読み上げて提案をいたします。教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間、休日、休暇等）

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等については、中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、同条中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。

（職務に専念する義務の免除）

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、同条中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例を適用しない。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号を採決しま

す。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例は原案のとおり可決されました。

議案第4号

○議長(村山義明君) 日程第15、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 和田総務課長。

○総務課長(和田行雄君) それでは、議案の25ページをお開きいただきたいと思います。議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月5日提出、中頓別町長、野邑智雄。

32ページをお開きいただきたいと思います。まず、改正の要旨でご説明をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなったため、一括して関係条例、職員定数条例など6条例の廃止、一部改正を行うものでございます。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行の際、現に在職する教育長はその教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職することとなるものでございます。

改正の概要でございます。、教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例の廃止でございます。先ほどこれを最初にやって制定のほうをするという趣旨で発言いたしましたので、ご了解願います。地方公務員の特殊性に鑑みて、教育長の給与等を別に定めることとした教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条が削除されたことにより、本条例を廃止し、特別職の職員の給与に関する条例に教育長を追加するものでございます。なお、本町の現行条例は、既に教育長を特別職と規定する先見性を有するもの

でございますが、法律の根拠条文そのものが削除されたことによる条例の廃止でございますので、ご理解を賜りたく存じます。

でございます。中頓別町職員定数条例の一部改正。新教育長は、町長が議会の同意を得て任命する職として特別職の身分を有するため、町職員定数条例の「教育委員会の教育長」を削るものでございます。

、各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部改正でございます。地方教育行政における責任体制を明確にするため、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されたわけでございますが、委員長の職をこれにより廃止するものであります。

、特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正でございます。新教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職となったこと及び教育長の給与等の条例の根拠規定であった教育公務員特例法第16条が削除されたため、現行の教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例を廃止し、特別職の職員の給与条例に関する条例に教育長の給与等を追加するものであります。

、中頓別町特別職報酬等審議会条例の一部改正であります。今回の法改正で新教育長は町長が議会の同意を得て任命する職として特別職の身分を有し、常勤とすることが明文化されたため、中頓別町特別職報酬等審議会条例の字句を整理するものであります。

、中頓別町教育委員会委員定数条例の一部改正であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになったため、本町教育委員会委員定数条例の一部を改正するものであります。現行の教育長が教育委員会の委員の一人であるのに対し、新教育長は教育委員会の構成員ではございますが、委員ではないことになったため、現行の教育委員から除く、4名から3名にするものということでございます。

26ページからの改め文を読み上げてご提案をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

(教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例の廃止)

第1条 教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例は、廃止する。

(教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第2条 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(中頓別町職員定数条例の一部改正)

第3条 中頓別町職員定数条例の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

(中頓別町職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の中頓別町職員定数条例の規定は適用せず、この条例による改正前の中頓別町職員定数条例の規定は、なおその効力を有する。

(各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部改正)

第5条 各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条ただし書き中「13」を「10」に、「16」を「13」に改め、同条の表中、第1号、教育委員会の委員長、年額27万9,000円、第2号、教育委員会の委員、年額21万6,000円を第1号、教育委員会の委員、年額21万6,000円に、第3号を第2号に、第4号を第3号に、第5号を第4号に、第6号を第5号に、第7号を第6号に、第8号を第7号に、第9号を第8号に、第10号を第9号に、第11号を第10号に、第12号を第11号に、第13号を第12号に、第14号を第13号に、第15号を第14号に、第16号を第15号に、第17号を第16号に、第18号を第17号に、第19号を第18号に、第20号を第19号に、第21号を第20号に、第22号を第21号に改める。なお、第1条ただし書きの改正におきましては、今般の教育委員会制度改正にかかわるものではございませんで、従来条例の誤りを訂正するものでございます。

(各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(特別職の職員知の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

第3号、教育長。

別表1に次のように加える。

教育長、49万7,000円。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(中頓別町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第9条 中頓別町特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「、常勤の教育長の給料の額及び非常勤の教育長の報酬の額」を

「及び教育長の給料の額」に改める。

（中頓別町特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の中頓別町特別職報酬等審議会条例の規定は適用せず、この条例による改正前の中頓別町特別職報酬等審議会条例の規定は、なおその効力を有する。

（中頓別町教育委員会委員定数条例の一部改正）

第11条 中頓別町教育委員会委員定数条例の一部を次のように改正する。

本則中「4人」を「3人」に改める。

（中頓別町教育委員会委員定数条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の中頓別町職員定数条例の規定は適用せず、この条例による改正前の中頓別町職員定数条例の規定は、なおその効力を有する。

附則でございます。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

廃止条例を除く一部改正条例につきましては、28ページからの新旧対照表のほうにわかりやすくなっておりますので、ご参照願えればと思います。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 第11条の中頓別町教育委員会委員定数条例について、4人を3人に改めるということなのですが、常々私は教育委員の方々を考えるに、お一方は教育長、もうお一方は教育委員長、それから教育委員長代行、通常の何も肩書のない人って1人しかいないのです。それで、教育委員会の委員さん方の議論というのは、そういう役職づきの方々がそれぞれいて、自由な議論ってできるのかなという懸念を私は常々持っていたのですけれども、今度教育委員長がいなくなって、通常教育委員が1人ふえたと、代行もなくなるよね。せっかくふえたのだから、定数を減らさないで4人のままにして、教育長と5人に、結果としては1人ふえてしまうことにはなるのだけれども、教育委員の人数を減らさないで、より多く自由な議論を、人数が多ければそれだけいろんな意見も出ると思うので、今度はそれぞれ皆さんそういう肩書もなくなるわけですから、通常教育委員ということになるので、4人にしているんな議論あるいは意見を出してもらおうようにするというのも私は方法としてあるのかなと思ったのですけれども、その点についてどうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 第11条の関係ですが、今回制度改正に伴って新教育長ができ

まして、4人から3人の委員ということで改正案を提案させていただきました。今柳澤議員が言われましたせっかくこの機会なので定数どおり1人置いたらどうかというご質問ですが、今までの流れの中で申し上げますと、5人から4人に削減した。財政的な問題も含めて削減した経過がございます。ただ、今言った議論の過程で少ないよりも多いほうが活発な議論がされる可能性もありますし、また少ない人数であってもそれぞれ知識を持たれている委員でありますので、活発な議論にはそう大差はないと思いますが、ちょっと失礼な言い方をしましたが、その辺の人数については今後の一つの課題として捉えさせていただいて、委員とも議論しながら進めさせていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

議案第5号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第5号 中頓別町行政手続条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第5号 中頓別町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、議案の33ページをお開きいただきたいと思います。議案第5号 中頓別町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月5日提出、中頓別町長、野邑智雄。

47ページをお開きいただきたいと思います。まず、改正の背景でございますが、1番目、行政手続法の改正でございます。平成26年6月13日に国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備することを目的といたしまして行政手続法の一部を改正する法律

(平成26年法律第70号)が公布されまして、平成27年4月1日から施行される運びとなっております。法律の改正内容でございますが、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止等の求めの手續や法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる処分等の求めの手續を新設するほか、行政指導の根拠等を提示することを定めるものというふうとなっております。

2点目でございますが、行政手続法と中頓別町行政手続条例の適用関係でございますが、町の機関が行う法律等に基づく処分や届け出につきましては行政手続法が適用されますが、条例等に基づく処分や行政指導については行政手続法は適用されませんで、町で定める行政手続条例の規定が適用されることとなっております。また、行政手続法の第46条では、地方公共団体に対し、同法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講じるように求めております。このため、法律の改正を踏まえまして、本町の行政手続条例についても法と同様の条例改正を行おうとするものでございます。

大きな2番目、条例改正案の概要でございます。1点目、行政指導の方式であります。これは、条例の第33条関係になります。行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととします。これは、改正後の法律におきましては第35条第2項関係となっております。

2番目、行政指導の中止等の求め、条例第34条の2の関係であります。法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとなります。また、申し出を受けた町の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととなっております。これは、法律の第36条の2の関係ということであります。

3点目であります。処分等の求め、条例第34条の3の関係であります。何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分(その根拠となる規定が条例に置かれているものに限ります。)または行政指導(その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限ります。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができることとなります。また、申し出を受けた当該行政庁または町の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき、必要があると認めるときは当該処分または行政指導をしなければならないこと

となります。改正後の法律の第3条第1項及び第36条の3に規定するものであります。

4点目、その他字句の改正等であります。「名あて人」を「名宛人」に、「かかわる」を「関わる」にするといった字句の表記につきまして行政手続法の改正に合わせて整理するほか、過去の法改正の際改正漏れとなっていた法律等の引用条文、附則で本条例の改正で項番号にずれが生じる税条例について改正を行うものでございます。

施行期日でございますが、施行期日は行政手続法の一部を改正する法律の施行期日と同日の平成27年4月1日とするものであります。

34ページからの改め文を読み上げてご提案いたします。中頓別町行政手続条例の一部を改正する条例。

中頓別町行政手続条例の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条 第4条）

第2章 申請に対する処分（第5条 第11条）

第3章 不利益処分

第1節 通則（第12条 第14条）

第2節 聴聞（第15条 第26条）

第3節 弁明の機会の付与（第27条 第29条）

第4章 行政指導（第30条 第34条の2）

枝番として第4章の2が加わります。処分等の求め（第34条の3）

第5章 届出（第35条）

附則であります。

第1条第1項中「38」、38条を「46」、46条に改めるものであります。

第2条第3号に次のただし書きを加える。

ただし、第7号、第32条及び第33条第2項においては、法令に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）町の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される町の執行機関若しくは、これらに置かれる機関又は、これらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第2条に次の1号を加える。

（9）行政庁 条例等の定めるところにより処分権限を有する者をいう。

第3条中「第4章」の次に「の2」を加え、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条、第13条第1項及び第2項第5号、第14条第1項及び第2項、第15条第1

項及び第3項、第22条第3項並びに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項第2号中「含む。」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使しえる旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
 - (2) 前号の条項に規定する要件
 - (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 第4章中第34条の次に次の1条及び1章を加える。
- (行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、その限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政移動がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前条の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を取らなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名または名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附則であります。

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(中頓別町税条例の一部改正)

2 中頓別町税条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町行政手続条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第7号

○議長(村山義明君) 日程第17、議案第7号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第7号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、矢上保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） それでは、議案第7号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月5日提出、中頓別町長、野邑智雄。

まず、63ページをお開きください。改正の要旨についてご説明いたします。子ども・子育て新制度に基づく子ども・子育て新制度が平成27年4月1日からスタートすることに伴う町の関係例規の整備を行うものです。同日付で中頓別町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）が施行されることにより、保育の実施に関する規定及び入所資格に関する規定の改廃が必要となるもので、あわせてこの改正で生ずる条ずれ、誤っている関係する条文等に関する引用法令の番号や字句を修正するものでございます。

56ページの新旧対照表をごらんください。現行の保育の実施に関する規定、第6条を削除し、第7条第1号中の「前条に定める状態にある保護者が保護する児童」を「中頓別町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）第3条の規定に基づく基準に該当し、町長から施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を受けている児童」に改め、同条を第6条とするものです。

次に、現行第8条第1項第1号中の「児発第799号厚生省児童家庭局長通知」を引用条文の誤りのため、「平成20年厚生労働省告示第141号」に、「文部省告示174号」を「平成20年文部科学省告示第26号」に改め、同条を第7条とするものでございます。

次に、第9条第1項中「申し込む」を「申込み」に改め、同条第2項中「申し込み」を「申込み」に、「手続き」を「手続」に改め、同条を第8条とするものでございます。

58ページをお開きください。現行の第10条中「手続き」を「手続」に改め、同条各号中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第9条とするものでございます。

現行第11条中「いたる」を「至る」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条に改めます。

現行第14条第2号中「備え付け」を「備付け」に、「き損」を「毀損」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。

60ページをお開きください。別表第2中「別表第2」を「別表第2（第9条関係）」に改め、同表第1の各月初日の在籍児童世帯の階層区分の欄中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加えるものでございます。

次に、別表第3中「別表第3」を「別表第3（第9条関係）」に改め、別表第4中「別表第4」を「別表第4（第9条関係）」に改めるものでございます。

62ページをお開きください。別表第5中の「第10条」を「第9条」に改めるものです。

次に、55ページをお開きください。中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例（平成19年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、今新旧対照表で説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則であります。この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） いろいろ言い回しを文言的に想像しているとちょっとわかりにくいところもあるのだけれども、今回の条例改正は法律改正に基づくものではありませんけれども、基本的には従来保育を行える、いわゆる受け入れられる子供たちというのは保育に欠けるということが基本だったと思います。これが言うなれば保育が必要な子であればというふうに変わったということなのですが、具体的に言いますとこの違いって何でしょうか、どんなふうになるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 北村保健福祉課主査。

○保健福祉課主査（北村哲也君） ご答弁申し上げます。

新しい子ども・子育ての関係の法律なのですが、今までは従来保育に欠けるということがメインでありましたけれども、今回の4月1日以降の法改正においては、全ての子育て家庭のために地域の子育て支援も利用しやすく変わるということがそもそもの施行の理由でありまして、それについて共働き家庭だけでなく全ての子供、生まれてから小学校に通う、放課後児童クラブなども含めて子育て支援をさらに充実させて利用者の支援を行うといったものでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 説明の意味は大体わかるのだけれども、従来非常にネックになっていたのがお母さんが在宅であれば保育に欠けないだろうと、だけれどもお母さん方にとっては、保護者にとっては、一人っ子だからぜひ集団保育してほしいのだという願いは基本的にだめだったわけです。だけれども、もう少し、今回の法律改正は本当にこの子は集団保育をさせるべきだと町長が判断できればいいよというふうに、非常に受け入れが広がったというふうに理解してもいいのですか。保育園、こども園に入れたいという子供たちは、全て受け入れるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 前回の12月の議会で中頓別町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例をかけさせていただいて、通っているのですが、その中に用語の定義として保育の認定基準がのっております。小学校就学前の子供の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとするということで10項目ほどそこにのせてありますので、今東海林議員が言われたようにほとんどの子供さんが入れるということで理解していただいてよろしいかと思えます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 条例があるから言いづらいところもあるのかなと思うのだけれども、条件の中に町長が認めるものというのがありますよね。その前段の9項目に関しては、それぞれいろんな条件がついていると思うので、今東海林さんが言われたのは、中頓別町の子供たちは親が希望したら100%入れることができるのかということなのですよ、聞いているのは。ほとんどと言われると、漏れる子がいるのかというふうになってしまうので、そこら辺は条例があって、その条例の文言を無視することはできないから、そういう発言になるのだらうと思うのですけれども、おおむね町長が必要と認める事項に当たりますよねということで、ちょっと答弁願いたいと思えます。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 第10項の中に、今柳澤議員が言われたように町長が認める事由というのがあります。ここの部分についてどのように解釈するかというのはケース・バイ・ケース等も出てくるかと思いますが、この条例も施行されて4月から適用になりますので、そういう部分ではできるだけ条例に適用されるようなことで運用されることが望ましいと思えますので、そういう解釈をしていきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） ヘ理屈のような話で言うべきではないのだけれども、では受け入れられない子というケースはどんなケースですか。それで聞けば一番わかる。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 町長が認めた場合はどんなことでもいいわけでありますから、私は認めますから、全ての人が希望があれば入れると、そういう理解をしていただければいいのではないかなと、このように思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第8号

○議長（村山義明君） 日程第18、議案第8号 中頓別町道路線の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第8号 中頓別町道路線の変更について、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第8号 中頓別町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり変更する。

変更前の路線、変更後の路線について路線ごとに説明をさせていただきます。整理番号22、藤井原野線でございますけれども、これは市街地から藤井地区に通じる道路でございます。地籍調査に伴う起終点地番の変更をしておりますませんでしたので、今回変更させていただくものでございます。延長、用地幅員の変更はございません。

整理番号57、上頓別1号線でございますが、これは上頓別地区の国道から宗像さん、それと頓別川にかかっている平野橋を過ぎて、村上さんの手前で左折し、墓地に通じる道路で、平成9年から平成12年にかけて林道事業で改良しておりましたが、認定変更しておりませんでしたので、今回変更するものでございます。起終点地番の変更と、延長は550メートルから522.15メートルへ、用地幅員は最大7.5メートルを16.7メートル、最小7.5メートルを8.3メートルにそれぞれ変更するものでございます。

路線番号122、10丁目線でございますが、これは役場裏の宝島テクノサービスさんから旧森永までの道路で、平成25年、26年の2カ年で道路改良を行い、今回変更するものでございます。起終点地番の変更と、延長については376メートルから374.3メートルへ、用地幅員は最大11メートルを13.1メートルへ、最小10メートルを9.1メートルにそれぞれ変更するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 中頓別町道路線の変更の件は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長(村山義明君) これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 3時23分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員